



県 章

滋賀県公報

平成 21 年（2009 年）
4 月 1 日
号 外 （ 1 ）
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次（※印は、県例規集に搭載するもの）

○ 規 則

- ※滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課） 1
- ※滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課） 27
- ※滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 44

規 則

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第20号

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則

滋賀県行政組織規則（昭和51年滋賀県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表商工観光労働部の項中「商業観光振興課」を「商業振興課」に、「新産業振興課」を「新産業振興課、観光振興課」に改める。

第 4 条第 3 項の表商工政策課の項および商業観光振興課の項を削り、同表に次のように加える。

建築課	建築指導室
-----	-------

第 6 条の表知事直轄組織の部防災危機管理局の款第11号を次のように改める。

(11) 武力攻撃事態等における国民保護措置の総合調整に関すること。

第 6 条の表知事直轄組織の部防災危機管理局の款中第16号を第19号とし、第12号から第15号までを 3 号ずつ繰り上げ、第11号の次に次のように加える。

(12) 国民保護計画に関すること。

(13) 国民保護協議会に関すること。

(14) 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部に関すること。

第 6 条の表総務部の部税政課の款第 6 号中「大津県税事務所」を「県税事務所」に改め、同部自治振興課の款第 9 号中「振興局、地域振興局および県事務所」を「環境・総合事務所」に改め、同款中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第29号までを 1 号ずつ繰り上げ、同部統計課の款第 8 号中「普及啓発」の右に「および統計情報の提供」を加え、同款第11号中「事業所統計および労働力統計」を「労働力、就業構造等の労働統計」に改め、同款第12号中「家計」を「事業所、家計」に改め、同表県民文化生活部の部県民活動課の款第 3 号中「NPO等と行政との」を削り、同部情報政策課の款中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第11号までを 1 号ずつ繰り上げ、第12号を第11号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(12) 電子計算機室の管理に関すること。

第 6 条の表県民文化生活部の部情報政策課の款中第13号および第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第18号までを 2 号ずつ繰り上げ、同款に次の 1 号を加える。

(17) 地域情報提供システムの運用管理に関すること。

第 6 条の表琵琶湖環境部の部環境政策課の款第 9 号を次のように改める。

(9) 県民・企業等の環境保全活動の支援に関すること。

第 6 条の表琵琶湖環境部の部環境政策課の款中第12号を削り、第13号を第12号とし、同款温暖化対策室の項に次の 1 号を加える。

(3) 新エネルギーの導入の推進に関すること。

第 6 条の表琵琶湖環境部の部森林政策課の款第 2 号中「大津林業事務所」を「森林整備事務所」に改め、同款中第 15 号を第 17 号とし、第 8 号から第 14 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同款第 7 号中「（高島市の区域に係るものに限る。）」を削り、同号を同款第 9 号とし、同款第 6 号の次に次の 2 号を加える。

- (7) 琵琶湖森林づくり基本計画に関すること。
- (8) 琵琶湖森林づくり事業に関すること（森林政策課の所管する事務に係るものに限る。）。

第 6 条の表琵琶湖環境部の部森林保全課の款に次の 1 号を加える。

- (10) 琵琶湖森林づくり事業に関すること（森林政策課の所管に属するものを除く。）。

第 6 条の表健康福祉部の部健康福祉政策課の款第 4 号中「大津健康福祉センター」を「健康福祉事務所」に改め、同部障害者自立支援課の款第 14 号中「障害者福祉サービス事業所」の右に「および障害者支援施設」を加え、同款第 17 号中「発達障害支援」を「発達障害者支援」に改め、同款第 20 号を削り、同表商工観光労働部の部商工政策課の款第 4 号中「産業振興指針」を「産業振興新指針」に改め、同款中第 15 号を第 18 号とし、第 10 号から第 14 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 3 号を加える。

- (10) 経済振興特別区域に関する施策の企画、立案および連絡調整に関すること。
- (11) 滋賀県経済振興特別区域に関する条例の施行に関すること（県税に係るものを除く。）。
- (12) 経済振興特別区域認定審査・評価委員会に関すること。

第 6 条の表商工観光労働部の部商工政策課の款経済振興特区推進室の項を削り、同部商業観光振興課の款中「商業観光振興課」を「商業振興課」に改め、同款第 1 号中「課内」の右に「および観光振興課」を加え、同款中第 12 号を削り、第 13 号を第 12 号とし、同款観光産業振興室の項を削り、同部新産業振興課の款の次に次のように加える。

観光振興課		<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光施策の企画調査および総合調整に関すること。 (2) 観光施策推進本部に関すること。 (3) 観光事業審議会に関すること。 (4) 観光事業の振興および広報宣伝に関すること。 (5) 観光物産関係団体の指導に関すること。 (6) 観光資源および観光施設に関すること。 (7) 国際観光振興に関すること。 (8) 県産品の振興および販路開拓に関すること。 (9) 通訳案内士法および旅行業法に関すること。 (10) マリーナ指導要綱に関すること。
-------	--	--

第 6 条の表農政水産部の部農政課の款中第 21 号を第 22 号とし、第 4 号から第 20 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 農業農村振興事務所に関すること。

第 6 条の表農政水産部の部農業経営課の款第 3 号中「農林水産関係試験研究の調整」を「農産関係試験研究」に改め、同款中第 23 号から第 25 号までを削り、第 22 号を第 24 号とし、第 11 号から第 21 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 10 号を第 11 号とし、同号の次に次に 1 号を加える。

- (12) 野生獣の農作物被害防止対策に関すること。

第 6 条の表農政水産部の部農業経営課の款中第 9 号を第 10 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 農村の男女共同参画および高齢者対策に関すること。

第 6 条の表農政水産部の部農業経営課の款農産ブランド推進室の項第 1 号および第 2 号を次のように改める。

- (1) 農水産物のマーケティング戦略の推進に関すること。
- (2) 近江米のマーケティング戦略に関すること。

第 6 条の表農政水産部の部農業経営課の款農産ブランド推進室の項第 4 号を次のように改める。

- (4) 環境こだわり農業の振興に関すること。

第 6 条の表農政水産部の部農業経営課の款農産ブランド推進室の項に次の 1 号を加える。

- (8) 農業生産工程管理（GAP）の推進に関すること。

第 6 条の表農政水産部の部耕地課の款第 6 号中「地域環境整備事業」を「特定農業用管路等特別対策事業」に改め、同款第 13 号中「施工管理」を「施工管理の基準」に改め、同款中第 17 号から第 20 号までを削り、第 16 号を第 20 号とし、第 15 号を第 19 号とし、第 14 号を第 18 号とし、第 13 号の次に次の 4 号を加える。

- (14) 農業農村整備事業に係る歩掛および単価に関すること。
- (15) 農業農村整備事業に係る設計積算システムの運用・保守に関すること。

(16) 農業土木技術職員の研修に関すること。

(17) 農村地域地理情報システムの運用・保守に関すること。

第 6 条の表農政水産部の部耕地課の款第 21 号を次のように改める。

(21) 鳥獣害農業被害対策整備事業に関すること。

第 6 条の表農政水産部の部耕地課の款中第 22 号を削り、第 23 号を第 22 号とし、第 24 号を第 23 号とし、同款国営事業対策室の項第 1 号中「連絡調整」を「調整」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 農業用水の水利権の申請および調整に関すること。

第 6 条の表農政水産部の部農村振興課の款中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同款第 5 号中「農地保全事業」の右に「、特定農業用管水路等特別対策事業」を加え、同号を同款第 4 号とし、同款中第 6 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 棚田地域の総合保全対策に関すること。

第 6 条の表農政水産部の部農村振興課の款に次の 1 号を加える。

(13) 集落地域整備法に関すること。

第 6 条の表農政水産部の部農村振興課の款にぎわう農村推進室の項第 6 号を次のように改める。

(6) 地域用水機能増進事業に関すること。

第 6 条の表農政水産部の部農村振興課の款にぎわう農村推進室の項に次の 1 号を加える。

(7) びわこ流域田園水環境整備事業の執行および指導に関すること（水田反復利用施設事業に関することに限る。）。

第 6 条の表土木交通部の部監理課の款第 4 号中「大津土木事務所」を「土木事務所」に改め、同部交通政策課の款交通安全対策室の項第 10 号を削り、同部住宅課の款第 5 号中「住宅建設計画」を「住生活基本計画」に改め、同款第 15 号を次のように改める。

(15) 街なみ環境整備事業に関すること。

第 6 条の表土木交通部の部住宅課の款中第 29 号を削り、第 28 号を第 29 号とし、第 27 号を第 28 号とし、同款第 26 号中「住宅地関連公共施設整備促進事業」を「住宅市街地盤整備事業」に改め、同号を同款第 27 号とし、同款中第 25 号を第 26 号とし、第 16 号から第 24 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 15 号の次に次の 1 号を加える。

(16) 住宅市街地総合整備事業に関すること。

第 6 条の表土木交通部の部建築課の款第 7 号から第 17 号までを削り、同款に次のように加える。

建築指導室	(1) 建築基準法の施行に関すること。 (2) 建築審査会に関すること。 (3) 独立行政法人住宅金融支援機構融資等の審査に関すること。 (4) 地区計画制度および建築協定に関すること。 (5) 租税特別措置法に基づく優良住宅または良質住宅の認定および住宅家屋証明に関すること。 (6) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関すること。 (7) 民間建築物の耐震診断および耐震・バリアフリー改修に関すること。 (8) 民間建築物のアスベスト対策に関すること。 (9) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関すること。 (10) 住宅の品質確保の促進等に関すること。 (11) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること（解体工事業の登録を除く。）。 (12) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること（建築物に係るものに限る。）。 (13) エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関すること。 (14) だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の施行に関すること（特定施設の整備等に係るものに限る。）。
-------	---

第 6 条の表会計管理局の部管理課の款第 18 号中「出納局」を「会計管理局」に改め、同款中第 19 号および第 20 号を削り、第 21 号を第 19 号とする。

第 7 条中「または管轄区域」を削る。

第 8 条の見出し中「部および」を削り、同条第 1 項中「当該中欄に掲げる部または課を置き、部にそれぞれ」を削り、「掲げる課」の右に「(家畜検査センターを含む。)」を加え、同項の表を次のように改める。

南部環境・総合事務所 甲賀環境・総合事務所 東近江環境・総合事務所 湖東環境・総合事務所 湖北環境・総合事務所 高島環境・総合事務所	総務課、環境課
西部県税事務所	管理課、納税課、課税一課、課税二課、高島納税課
南部県税事務所	納税課、課税一課、課税二課
中部県税事務所	納税課、課税課、甲賀納税課
东北部県税事務所	納税課、課税課、湖東納税課
自動車税事務所	納税課、課税課
南部健康福祉事務所 甲賀健康福祉事務所 東近江健康福祉事務所 湖東健康福祉事務所 湖北健康福祉事務所 高島健康福祉事務所	保健福祉課、健康衛生課
草津保健所 甲賀保健所 東近江保健所 彦根保健所 長浜保健所 高島保健所	保健福祉課、健康衛生課
大津・南部農業農村振興事務所 甲賀農業農村振興事務所 東近江農業農村振興事務所 湖東農業農村振興事務所 湖北農業農村振興事務所 高島農業農村振興事務所	農産普及課、田園振興課
家畜保健衛生所	家畜検査センター
大津土木事務所 南部土木事務所 甲賀土木事務所 東近江土木事務所 湖東土木事務所 長浜土木事務所 木之本土木事務所 高島土木事務所	経理用地課、管理調整課、道路計画課、河川砂防課

第 8 条第 2 項を次のように改める。

2 環境・総合事務所総務課に会計室を置く。

第 8 条第 3 項を削り、同条第 4 項の表東近江地域振興局地域健康福祉部の項を次のように改める。

西部・南部森林整備事務所	高島支所	高島市
--------------	------	-----

第 8 条第 4 項の表湖北地域振興局地域健康福祉部の項中「湖北地域振興局地域健康福祉部」を「湖北健康福祉事務所」に改め、同表東近江保健所の項を削り、同条第 4 項を同条第 3 項とする。

第 9 条中「部、」を削り、同条の表を次のように改める。

環境・総合事務所	総務課	<ol style="list-style-type: none"> (1) 所管事務事業および管内地方機関の行政の調整に関する事。 (2) 市町その他の地方公共団体と県行政との連絡調整に関する事。 (3) 行政情報コーナーに関する事。 (4) 広報および広聴に関する事。 (5) 地域県民相談室に関する事。 (6) 企画行政の連絡調整に関する事。 (7) 災害対策に関する事。 (8) 災害対策地方本部に関する事。 (9) 市町の消防に関する事。
----------	-----	---

- (10) 防災情報に関すること。
- (11) 火薬類の保安取締りに関すること。
- (12) 危機管理に関すること。
- (13) 国民保護に関すること。
- (14) 国民保護対策地方本部および緊急対処事態対策地方本部に関する
こと。
- (15) 宗教法人に関する届出および証明に関すること。
- (16) 市町合併の推進支援に関すること（東近江環境・総合事務所、湖東
環境・総合事務所および湖北環境・総合事務所に限る。）。
- (17) 市町合併推進支援地方本部に関すること（東近江環境・総合事務所、
湖東環境・総合事務所および湖北環境・総合事務所に限る。）。
- (18) 選挙管理委員会分室に関すること。
- (19) 消費者行政の推進および連絡に関すること。
- (20) 特定商取引に関する法律に関すること。
- (21) 不当景品類及び不当表示防止法に関すること。
- (22) 滋賀県消費生活条例に関すること。
- (23) 土地対策の推進および連絡に関すること。
- (24) 男女共同参画施策の推進に関すること。
- (25) 安全なまちづくり施策の推進に関すること。
- (26) 人権尊重の社会づくりに関すること。
- (27) 商工観光労働行政の連絡調整に関すること。
- (28) 家庭用品品質表示法による立入検査に関すること。
- (29) 商工関係団体の育成指導に関すること。
- (30) 工場立地の調整に関すること。
- (31) 労働福祉に関すること。
- (32) 労働関係調査に関すること。
- (33) 環境・総合事務所および所管機関（別表第 2 に掲げる機関をいう。
以下この号において同じ。）の庶務（環境課および所管機関の予算経
理に係るものを除く。）に関すること。ただし、中部県税事務所甲賀
納税課の事務のうち知事が指定するものにあつては甲賀環境・総合事
務所が、東北部県税事務所湖東納税課の事務のうち知事が指定するも
のにあつては湖東環境・総合事務所が、西部県税事務所高島納税課の
事務および西部・南部森林整備事務所高島支所の事務のうち知事が指
定するものにあつては高島環境・総合事務所が分掌する。
- (34) 環境・総合事務所が位置する庁舎および施設の管理に関すること。
- (35) 所管区域内にある福利厚生施設（守山職員会館および木之本職員会
館を除く。）の管理運営に関すること。
- (36) その他環境・総合事務所内の他の課の所掌に属さない事項

会計室

- (1) 環境・総合事務所および所管機関（別表第 3 に掲げる機関をいう。）
の県費の審査および出納ならびに歳入歳出外現金の出納保管に関す
ること（県税および県税付随の収支事務を除く。）。ただし、高等技
術専門校草津校舎の事務のうち知事が指定するものにあつては南部
環境・総合事務所が、中部県税事務所甲賀納税課の事務のうち知事が
指定するものにあつては甲賀環境・総合事務所が、東北部県税事務所
湖東納税課の事務のうち知事が指定するものにあつては湖東環境・総
合事務所が、西部県税事務所高島納税課の事務および西部・南部森林
整備事務所高島支所の事務のうち知事が指定するものにあつては高
島環境・総合事務所が分掌する。
- (2) 薬業振興事務に係る県費の審査および出納ならびに歳入歳出外現
金の出納保管に関すること（甲賀環境・総合事務所に限る。）。

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 支払証の交付および現金の出納に関すること。 (4) 用品調達事業特別会計に関すること。 (5) 物品の有効利用に関すること。 (6) 滋賀県収入証紙の売りさばきに関すること。 (7) 所管区域内にある小中学校に勤務する職員の旅費に関すること。 (8) 地方機関等の会計事務の指導および検査に関すること。
	環境課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管事務事業および管内地方機関の環境施策の総合調整に関すること。 (2) 琵琶湖の総合保全の推進に関すること。 (3) 水質の汚濁防止に関すること。 (4) 大気汚染防止に関すること。 (5) 資源循環型ライフスタイルの推進に関すること。 (6) 産業廃棄物処理業および廃棄物処理施設に関すること。 (7) 産業廃棄物の排出事業者の指導に関すること。 (8) 産業廃棄物の不法投棄および不適正処理の防止および対策に関すること。 (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に関すること。 (10) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること。 (11) ごみの散乱防止に関すること。 (12) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に関すること。 (13) 生活排水対策に関すること。 (14) 浄化槽の保守点検業の登録に関すること。 (15) その他環境公害に関すること。 (16) 自然環境の保全に関すること。 (17) 自然公園に関すること。 (18) ヨシ群落の保全に関すること (甲賀環境・総合事務所を除く。) (19) 琵琶湖のレジャー利用の適正化に関すること。
県税事務所	管理課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所の庶務に関すること。 (2) 徴収金の収納に関すること。 (3) 過誤納に係る徴収金の還付および充当に関すること。 (4) 県費の審査および出納ならびに歳入歳出外現金の出納保管に関すること (県税および県税付随の収支事務に限る。) (5) 欠損処分に関すること。 (6) 証明書等の交付および手数料の徴収に関すること。 (7) 県税の周知啓発および納税奨励に関すること。 (8) 納税貯蓄組合に関すること。 (9) 自動車税の課税に係る受付および調査に関すること。 (10) 自動車税の滞納整理に関すること。 (11) その他所内の他の課の所掌に属さない事項
	納税課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 滞納整理および滞納処分の企画、管理および執行に関すること。 (2) 徴収金の収納に関すること (西部県税事務所を除く。) (3) 過誤納に係る徴収金の還付および充当に関すること (西部県税事務所を除く。) (4) 県費の審査および出納ならびに歳入歳出外現金の出納保管に関すること (県税および県税付随の収支事務に限る。)(西部県税事務所を除く。) (5) 徴収金の徴収嘱託および徴収受託に関すること。 (6) 欠損処分に関すること (西部県税事務所を除く。)

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 延滞金の減免に関する事。 (8) 徴収金に係る不服申立ておよび訴訟に関する事。 (9) 証明書等の交付および手数料の徴収に関する事（西部県税事務所を除く。）。 (10) 県税の周知啓発および納税奨励に関する事（西部県税事務所を除く。）。 (11) 納税貯蓄組合に関する事（西部県税事務所を除く。）。 (12) 自動車税の課税に係る受付および調査に関する事（西部県税事務所を除く。）。 (13) 市町への税の徴収および滞納処分等の助言に関する事。 (14) その他所内の他の課の所掌に属さない事項（西部県税事務所を除く。）
甲賀納税課、 高島納税課 および湖東 納税課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 滞納整理および滞納処分の企画、管理および執行に関する事。 (2) 徴収金の収納に関する事。 (3) 延滞金の減免に関する事。 (4) 徴収金に係る不服申立ておよび訴訟に関する事。 (5) 証明書等の交付および手数料の徴収に関する事。 (6) 自動車税の課税に係る受付および調査に関する事。 (7) 法人の県民税、法人の事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税および軽油引取税に係る申告等の受付に関する事（ゴルフ場利用税にあつては、甲賀納税課に限る。）。 (8) 軽油引取税の免税軽油使用者証等の交付に関する事（農業、林業または船舶に限る。）。
課税課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 個人の県民税、個人の事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税および固定資産税に係る徴収金（延滞金および滞納処分費を除く。以下この項において「個人県民税等」という。）の賦課および減免に関する事（ゴルフ場利用税にあつては、中部県税事務所に限る。）。 (2) 個人県民税等の課税標準の調査、検査および犯則の取締りに関する事。 (3) 個人県民税等に係る不服申立ておよび訴訟に関する事。 (4) 軽油引取税の免税軽油使用者証等の交付に関する事。 (5) 法人の県民税、法人の事業税および軽油引取税に係る申告等の受付に関する事。 (6) 自動車税の滞納整理に関する事。
課税一課（西 部県税事務 所に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税、鉦区税、狩猟税および産業廃棄物税に係る徴収金（延滞金および滞納処分費を除く。以下この項において「法人県民税等」という。）の賦課および減免に関する事。 (2) 法人県民税等の課税標準の調査、検査および犯則の取締りに関する事。 (3) 法人県民税等に係る不服申立ておよび訴訟に関する事。 (4) 軽油引取税の免税軽油使用者証等の交付に関する事。 (5) 軽油引取税に係る申告等の受付に関する事。 (6) 自動車税の滞納整理に関する事。
課税二課（西 部県税事務 所に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 個人の県民税、利子等、特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、個人の事業税、不動産取得税ならびに固定資産税に係る徴収金（延滞金および滞納処分費を除く。以下この項において「個人県民税等」という。）の賦課および減免に関する事。 (2) 個人県民税等の課税標準の調査、検査および犯則の取締りに関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 個人県民税等に係る不服申立ておよび訴訟に関する事 (4) 地方消費税の調定に関する事 (5) 自動車税の滞納整理に関する事
	課税一課（南部県税事務所に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 個人の県民税、個人の事業税、不動産取得税および固定資産税に係る徴収金（延滞金および滞納処分費を除く。以下この項において「個人県民税等」という。）の賦課および減免に関する事 (2) 個人県民税等の課税標準の調査、検査および犯則の取締りに関する事 (3) 個人県民税等に係る不服申立ておよび訴訟に関する事 (4) 法人の県民税および法人の事業税に係る申告等の受付に関する事 (5) 自動車税の滞納整理に関する事
	課税二課（南部県税事務所に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 軽油引取税の賦課および減免に関する事 (2) 軽油引取税の課税標準の調査、検査および犯則の取締りに関する事 (3) 軽油引取税に係る不服申立ておよび訴訟に関する事 (4) 軽油引取税の課税免除に関する事 (5) 自動車税の滞納整理に関する事
自動車税事務所	納税課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所の庶務に関する事 (2) 欠損処分に関する事 (3) 過誤納に係る徴収金の還付および充当に関する事 (4) 県費の審査および出納ならびに歳入歳出外現金の出納保管に関する事（県税および県税付随の収支事務に限る。） (5) 納税貯蓄組合および同連合会に関する事 (6) 徴収金の収納に関する事 (7) 滞納整理および滞納処分の企画、管理および執行に関する事 (8) 滞納処分に係る再調査、審査および訴訟に関する事 (9) 納税の猶予に関する事 (10) 延滞金の減免に関する事 (11) 徴収金の徴収嘱託および徴収金の交付要求に関する事 (12) 証明書等の交付および手数料の徴収に関する事 (13) 県税の周知啓発および納税奨励に関する事 (14) その他所内の他の課に属さない事項
	課税課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車税および自動車取得税（以下この項において「自動車税等」という。）の賦課および減免に関する事 (2) 自動車税等の課税標準の調査、検査および犯則の取締りに関する事 (3) 自動車税等に係る不服申立ておよび訴訟に関する事 (4) 滞納整理に関する事
消費生活センター		<ul style="list-style-type: none"> (1) センターの庶務に関する事 (2) 消費生活に関する相談および苦情に関する事 (3) 消費生活に関する商品の検査に関する事 (4) 消費生活に関する知識の普及および情報の提供に関する事 (5) 滋賀県消費生活条例の施行に関する事 (6) 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する事 (7) 特定商取引に関する法律の施行に関する事 (8) その他消費生活の安定と向上に関する事
森林整備事務所		<ul style="list-style-type: none"> (1) 所の庶務に関する事（西部・南部森林整備事務所に限る。） (2) 保安林および保安施設地区に係る調査および管理に関する事 (3) 林地開発および森林の保全に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 森林組合、生産森林組合等の指導育成に関する事。 (5) 県営林および県有林の経営および管理に関する事。 (6) 用地の買収および立木竹の補償に関する事。 (7) 森林国営保険契約の審査および損害てん補の調査に関する事。 (8) 鳥獣保護の指導および狩猟の適正化に関する事。 (9) 野生動植物との共生に関する事。 (10) 木材業および製材業の指導ならびに木材の利用推進に関する事。 (11) 特用林産物に関する事。 (12) 森林災害および林野調査に関する事。 (13) 造林および間伐事業に関する事。 (14) 林業技術の普及および林業経営の指導に関する事。 (15) 林業構造改善事業に関する事。 (16) 入会林野に関する事。 (17) 森林計画および森林施業計画に関する事。 (18) 森林総合利用に関する事。 (19) 林業種苗に関する事。 (20) 森林病虫害防除に関する事。 (21) 林業金融に関する事。 (22) 緑化推進の普及指導に関する事。 (23) 林業労働力の育成に関する事。 (24) 県営林道事業の調査設計および工事の執行に関する事。 (25) 補助林道事業の実施に対する支援に関する事。 (26) 林道の維持管理の実施に対する支援に関する事。 (27) 林道災害の調査および復旧の支援に関する事。 (28) 県営治山事業の調査設計および工事の執行に関する事。 (29) 補助治山事業の実施に対する支援に関する事。 (30) 流域の森林づくりに関する事。 (31) 琵琶湖森林づくり事業に関する事。
高島支所（西部・南部森林整備事務所に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保安林および保安施設地区に係る調査および管理に関する事。 (2) 林地開発および森林の保全に関する事。 (3) 森林組合、生産森林組合等の指導育成に関する事。 (4) 県営林および県有林の経営および管理に関する事。 (5) 用地の買収および立木竹の補償に関する事。 (6) 森林国営保険契約の審査および損害てん補の調査に関する事。 (7) 鳥獣保護の指導および狩猟の適正化に関する事。 (8) 野生動植物との共生に関する事。 (9) 木材業および製材業の指導ならびに木材の利用推進に関する事。 (10) 特用林産物に関する事。 (11) 森林災害および林野調査に関する事。 (12) 造林および間伐事業に関する事。 (13) 林業技術の普及および林業経営の指導に関する事。 (14) 林業構造改善事業に関する事。 (15) 森林計画および森林施業計画に関する事。 (16) 森林総合利用に関する事。 (17) 森林病虫害防除に関する事。 (18) 緑化推進の普及指導に関する事。 (19) 林業労働力の育成に関する事。 (20) 県営林道事業の調査設計および工事の執行に関する事。 (21) 補助林道事業の実施に対する支援に関する事。 (22) 林道の維持管理の実施に対する支援に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> (23) 林道災害の調査および復旧の支援に関すること。 (24) 県営治山事業の調査設計および工事の執行に関すること。 (25) 補助治山事業の実施に対する支援に関すること。 (26) 流域の森林づくりに関すること。 (27) 琵琶湖森林づくり事業に関すること。
健康福祉事務所	保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災行政無線の管理運用に関すること（南部健康福祉事務所、湖東健康福祉事務所および高島健康福祉事務所に限る。）。 (2) 地域保健および地域福祉の総合推進に関すること。 (3) 地域保健および地域福祉に係る市町相互間および関係団体との連絡調整に関すること。 (4) 地域の保健と福祉との連携の推進および調整に関すること。 (5) 介護保険制度に関すること。 (6) 地域保健および地域福祉に係る情報および統計に関すること。 (7) 地域保健および地域福祉に係る調査研究に関すること。 (8) 医療機関従事者に関すること。 (9) 病院および診療所に関すること。 (10) 医療機関等の指導に関すること。 (11) 地域保健および地域福祉に係る広報および啓発に関すること。 (12) 地域保健従事者に係る研修に関すること。 (13) リハビリテーションに関すること。 (14) 生活保護に関すること（東近江健康福祉事務所、湖東健康福祉事務所および湖北健康福祉事務所に限る。）。 (15) 社会福祉事業に関すること。 (16) 地域福祉活動の指導育成に関すること。 (17) 民生委員児童委員および主任児童委員に関すること。 (18) 遺族戦傷病者等の援護に関すること。 (19) 児童福祉に関すること。 (20) 知的障害者福祉に関すること。 (21) 身体障害者福祉に関すること。 (22) 発達障害者支援に関すること。 (23) 障害者の自立支援に関すること。 (24) 老人福祉に関すること。 (25) 母子福祉に関すること。 (26) 配偶者からの暴力による被害者等の保護に関すること（東近江健康福祉事務所、湖東健康福祉事務所および湖北健康福祉事務所に限る。）。 (27) 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当および経過的福祉手当に関すること（東近江健康福祉事務所、湖東健康福祉事務所および湖北健康福祉事務所に限る。）。 (28) 青少年施策の推進および関係機関等との連絡調整に関すること。 (29) 災害救助に関すること。 (30) 行旅病人および行旅死亡人に関すること。 (31) 母子保健に関すること（児童福祉法に規定する事務を含む。）。 (32) 精神保健および精神障害者福祉に関すること。 (33) 特定疾患等に関すること。 (34) 市町の保健事業に係る連絡調整、技術的助言および必要な援助に関すること。 (35) 保健医療関係教育機関在学者等の現地研修に関すること。 (36) 中国残留邦人等に関すること（東近江健康福祉事務所、湖東健康福祉事務所および湖北健康福祉事務所に限る。）。

		(37) その他所内の他の課の所掌に属さない事項
	健康衛生課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康増進に関すること。 (2) 栄養改善に関すること。 (3) 歯科保健に関すること。 (4) 後天性免疫不全症候群、結核、感染症その他の疾病の予防に関する こと。 (5) 予防接種に関すること。 (6) 感染症の診査に関する協議会に関すること（南部健康福祉事務所お よび湖北健康福祉事務所に限る。）。 (7) 調理師およびふぐ調理師に関すること。 (8) 栄養士に関すること。 (9) 旅館業、興行場および公衆浴場に関すること。 (10) 理容所、美容所およびクリーニング所に関すること。 (11) 水道に関すること。 (12) 前各号に掲げるもののほか、生活衛生に関すること。 (13) 家庭用品の安全に関すること。 (14) 食品衛生に関すること（特定の食品等製造等施設およびと畜場に併 設された食肉処理業の施設の監視指導等に関するものを除く。）。 (15) ふぐ取扱施設に関すること。 (16) 化製場等に関すること。 (17) 食鳥処理に関すること。 (18) 狂犬病の予防ならびに犬およびねこの引取りに関すること。 (19) 飼養動物の保護および管理に関すること。 (20) 薬事に関すること。 (21) 毒物および劇物に関すること。
	木之本支所 （湖北健康 福祉事務所 に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康増進、栄養改善および母子保健に関すること（伊香郡における 事務に限る。次号および第 4 号において同じ。）。 (2) 精神保健および精神障害者福祉に関すること。 (3) 特定疾患等に関すること。 (4) 医療機関従事者、食品衛生、生活衛生等に関すること。
保健所	保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所の庶務に関すること。 (2) 防災行政無線の管理運用に関すること（彦根保健所および高島保健 所に限る。）。 (3) 地域保健の総合推進に関すること。 (4) 地域保健に係る市町相互間および関係団体との連絡調整に関する こと。 (5) 地域の保健と福祉との連携の推進および調整に関すること。 (6) 地域保健に係る情報および統計に関すること。 (7) 地域保健に係る調査研究に関すること。 (8) 医療機関従事者に関すること。 (9) 病院および診療所に関すること。 (10) 医療機関等の指導に関すること。 (11) 地域保健に係る広報および啓発に関すること。 (12) 地域保健従事者に係る研修に関すること。 (13) リハビリテーションに関すること。 (14) 母子保健に関すること（児童福祉法に規定する事務を含む。）。 (15) 精神保健および精神障害者福祉に関すること。 (16) 特定疾患等に関すること。 (17) 市町の保健事業に係る連絡調整、技術的助言および必要な援助に関 すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (18) 保健医療関係教育機関在学者等の現地研修に関する事。 (19) その他所内の他の課の所掌に属さない事項
	健康衛生課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康増進に関する事。 (2) 栄養改善に関する事。 (3) 歯科保健に関する事。 (4) 後天性免疫不全症候群、結核、感染症その他の疾病の予防に関する事。 (5) 予防接種に関する事。 (6) 感染症の診査に関する協議会に関する事（南部健康福祉事務所および湖北健康福祉事務所に限る。）。 (7) 調理師およびふぐ調理師に関する事。 (8) 栄養士に関する事。 (9) 旅館業、興行場および公衆浴場に関する事。 (10) 理容所、美容所およびクリーニング所に関する事。 (11) 水道に関する事。 (12) 前各号に掲げるもののほか、生活衛生に関する事。 (13) 家庭用品の安全に関する事。 (14) 食品衛生に関する事（特定の食品等製造等施設およびと畜場に併設された食肉処理業の施設の監視指導等に関する事を除く。）。 (15) ふぐ取扱施設に関する事。 (16) 化製場等に関する事。 (17) 食鳥処理に関する事。 (18) 狂犬病の予防ならびに犬およびねこの引取りに関する事。 (19) 飼養動物の保護および管理に関する事。 (20) 薬事に関する事。 (21) 毒物および劇物に関する事。
	木之本支所 (長浜保健所に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康増進、栄養改善および母子保健に関する事（伊香郡における事務に限る。次号および第 4 号において同じ。）。 (2) 精神保健および精神障害者福祉に関する事。 (3) 特定疾患等に関する事。 (4) 医療機関従事者、食品衛生、生活衛生等に関する事。
精神保健福祉センター		<ul style="list-style-type: none"> (1) 精神保健および精神障害者福祉に関する知識の普及に関する事。 (2) 精神保健および精神障害者福祉に関する相談および指導に関する事。 (3) 精神保健および精神障害者福祉に関する調査および研究に関する事。 (4) 保健福祉医療関係従事者に対する研修、教育および技術援助に関する事。 (5) 精神医療審査会の事務に関する事。 (6) 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事。 (7) 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に関する事。 (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく医療および保護に関する事。 (9) 精神科救急医療に係る相談および連絡調整に関する事。
食肉衛生検査所		<ul style="list-style-type: none"> (1) と畜業者、と畜作業員およびと畜場の衛生指導に関する事。 (2) 獣畜のと畜検査および精密検査に関する事。 (3) 食肉の試験検査および調査研究に関する事。 (4) 統計調査および報告に関する事。 (5) 食品衛生に関する事。 (6) 食鳥処理および食鳥検査に関する事。

動物保護管理センター		<ul style="list-style-type: none"> (1) 動物愛護思想の普及および啓発に関する事。 (2) 狂犬病の予防（発生時の対応に関する事務を除く。）に関する事。 (3) 飼養動物の保護および管理に関する事。 (4) 犬およびねこの引取りおよび処分に関する事。
子ども家庭相談センター		<ul style="list-style-type: none"> (1) センターの庶務に関する事。 (2) 職員住宅の管理運営に関する事（中央子ども家庭相談センターに限る。）。 (3) 児童等についての相談および調査に関する事。 (4) 児童についての医学的、心理学的、教育学的小および社会学的診断ならびに総合判定に関する事。 (5) 前号の判定に基づく必要な指導および心理療法ならびに一時保護に関する事。 (6) 児童福祉法の規定に基づく各種措置等に関する事。 (7) 児童福祉法の規定に基づく親権喪失宣告の請求および未成年後見人の選任または解任の請求に関する事。 (8) 養子縁組の承諾許可に関する事。 (9) 扶養義務者等の費用負担能力の認定に関する事。 (10) 里親に関する事。 (11) 女性についての相談および調査、医学的、心理学的および職能的判定ならびに一時保護に関する事。 (12) 配偶者からの暴力による被害者についての相談および指導ならびに一時保護に関する事。 (13) 女性保護施設に関する事（中央子ども家庭相談センターに限る。）。
計量検定所		<ul style="list-style-type: none"> (1) 所の庶務に関する事。 (2) 特定計量器の製造、修理および販売の事業の届出に関する事。 (3) 特殊容器製造事業および指定製造事業者に関する事。 (4) 計量士に関する事。 (5) 特定計量器の検定に関する事。 (6) 車両等装置用計量器の装置検査に関する事。 (7) 基準器検査に関する事。 (8) 計量証明事業の登録および計量証明事業用特定計量器の検査に関する事。 (9) 特定計量器の定期検査に関する事。 (10) 計量法関係の立入検査に関する事。 (11) 計量法関係の異議の申立ておよび訴訟に関する事。 (12) 特定計量器の検定用具、取締用基準器その他の用具の保管および出納に関する事。 (13) 適正計量管理事業所に関する事。 (14) 計量関係の指導に関する事。
農業農村振興事務所	農産普及課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域農業の振興対策に関する事。 (2) 環境こだわり農産物の生産振興および認証に関する事。 (3) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（営農活動支援）に関する事。 (4) 持続性の高い農業生産方式の導入計画の認定に関する事。 (5) 経営構造対策および生産振興総合対策に関する事。 (6) 水田農業経営確立対策に関する事。 (7) 農地流動化推進対策に関する事。 (8) 農業経営基盤強化対策に関する事。 (9) 農業排水対策に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> (10) 農業協同組合および農業共済組合に関すること。 (11) 農業災害に関すること。 (12) 農地関係の調整に関すること。 (13) 農業制度金融の指導および審査に関すること。 (14) 農作物の生産計画、集出荷計画、生産奨励およびブランド化の推進に関すること。 (15) 主要食糧の集荷および供給に関すること。 (16) 青果物の流通および価格安定対策ならびに地方卸売市場に関すること。 (17) 主要農産物の種苗に関すること。 (18) 農業生産組織等の育成に関すること。 (19) 農作物の生産環境の改善に関すること。 (20) バイオマスの利活用および農業廃棄物の適正処理に関すること。 (21) 普及指導計画の策定に関すること。 (22) 農業改良助長法第12条第2項各号に掲げる農業経営および農村生活の改善に係る科学的な知見の集約および情報提供ならびに総合的な普及指導等に関すること。 (23) 畜産振興計画および経営の改善指導に関すること。 (24) 畜産環境対策に関すること。 (25) 家畜、家きんおよびみつばちの改良および生産振興の指導ならびにその総括に関すること。 (26) 飼料の生産振興の指導に関すること。 (27) 畜産関係団体（衛生関係団体を除く。）の指導に関すること。 (28) 沿岸漁業構造改善事業および内水面漁業総合振興対策事業の推進に関すること。
田園振興課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土地改良法の施行に関すること（団体営事業に係るものに限る。）。 (2) 土地改良区の指導監督に関すること。 (3) 換地処分に関すること。 (4) 農業基盤整備資金等の借入審査に関すること。 (5) 県営農業農村整備事業および県営災害復旧事業の調査および計画に関すること。 (6) 県営農業農村整備事業、県営災害復旧事業、受託県営事業等の設計および工事の執行に関すること。 (7) 団体営農業農村整備事業の調査および指導、団体営災害復旧事業等の工事の出来高およびしゅん工検査ならびに調査および指導に関すること。 (8) 国営農業農村整備事業の推進および連絡調整に関すること。 (9) 用地の買収および作物等の補償に関すること。 (10) 農業農村整備事業に係る環境対策の推進および調整に関すること。 (11) ふるさと・水と土保全対策の調整に関すること。 (12) 棚田保全ネットワーク推進事業の調整に関すること。 (13) 農業用水の水利権の申請および調整に関すること。 (14) 中山間地域対策に関すること。 (15) 都市農村交流に関すること。 (16) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の調査および指導に関すること。 (17) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（共同活動支援）に関すること。 (18) みずすまし構想の推進に関すること。 (19) 鳥獣害防止総合対策事業との調整に関すること。

病虫害防除所		(1) 植物の検疫、発生予察事業その他防除に関する事。
家畜保健衛生所		(1) 所の庶務に関する事。 (2) 家畜衛生思想の普及および向上に関する事（大津市、長浜市、高島市、東浅井郡および伊香郡における事務を除く。次号から第13号までにおいて同じ。）。 (3) 家畜の衛生対策に関する事。 (4) 畜産物の安全指導に関する事。 (5) 家畜の伝染病の予防および防疫に関する事。 (6) 家畜の繁殖障害の除去および人工受精ならびに種畜検査に関する事。 (7) 家畜保健衛生上必要な試験および検査に関する事。 (8) 寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関する事。 (9) 地方的特殊疾病の調査および予防に関する事。 (10) 獣医事に関する事。 (11) 動物用薬事に関する事。 (12) 前各号に掲げるもののほか、家畜防疫衛生に関する事。 (13) 畜産関係団体（衛生関係団体に限る。）の指導に関する事。
家畜検査センター		(1) 家畜疾病の病性鑑定および試験に関する事。 (2) 家畜畜産物の安全および品質の検査に関する事。
北西部支所		(1) 家畜衛生思想の普及および向上に関する事（大津市、長浜市、高島市、東浅井郡および伊香郡における事務に限る。次号から第12号までにおいて同じ。）。 (2) 家畜の衛生対策に関する事。 (3) 畜産物の安全指導に関する事。 (4) 家畜の伝染病の予防および防疫に関する事。 (5) 家畜の繁殖障害の除去および人工授精ならびに種畜検査に関する事。 (6) 家畜保健衛生上必要な試験および検査に関する事。 (7) 寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関する事。 (8) 地方的特殊疾病の調査および予防に関する事。 (9) 獣医事に関する事。 (10) 動物用薬事に関する事。 (11) 前各号に掲げるもののほか、家畜防疫衛生に関する事。 (12) 畜産関係団体（衛生関係団体に限る。）の指導に関する事。
土木事務所	経理用地課	(1) 所の庶務に関する事（大津土木事務所に限る。）。 (2) 木之本職員会館の管理運営に関する事（木之本土木事務所に限る。）。 (3) 防災行政無線の管理運用に関する事（大津土木事務所および木之本土木事務所に限る。）。 (4) 滋賀県収入証紙の売りさばきに関する事（木之本土木事務所に限る。）。 (5) 県費の収支に関する事。 (6) 所管工事の入札および契約に関する事。 (7) 建設業の指導監督に関する事。 (8) 用地の測量に関する事。 (9) 土地その他物件の取得および使用に伴う損失の補償に関する事。 (10) 用地の登記に関する事。 (11) 土地収用法の規定に基づく事業の準備のための立入許可等に関する事。

	<p>ること。</p> <p>(12) 交通政策の推進および連絡調整に関すること。</p> <p>(13) 交通安全対策の推進および連絡調整に関すること。</p> <p>(14) その他所内の他の課の所掌に属さない事項</p>
管理調整課	<p>(1) 地域振興施策の企画および調整に関すること。</p> <p>(2) 主要事業の計画立案に関すること。</p> <p>(3) 土木行政に係る国、市町等との総合調整に関すること。</p> <p>(4) 土木工事と用地取得および施設管理との総合調整に関すること。</p> <p>(5) 地震対策、雪寒および水防に係る計画その他の危機管理に関すること。</p> <p>(6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に係る調査および指定に関すること。</p> <p>(7) 道路、河川、砂防および都市計画に係る事業の進行管理に関すること。</p> <p>(8) 公共工事の環境対策およびコスト縮減対策等に係る業務の調整に関すること。</p> <p>(9) 公共事業等の適正化の推進に関すること。</p> <p>(10) 公有土地水面および港湾の管理および占使用に関すること。</p> <p>(11) プレジャーボートの係留保管に関すること。</p> <p>(12) 道路、河川その他公有土地水面の産物の処分に関すること。</p> <p>(13) 草津川廃川敷地の維持管理に関すること（南部土木事務所に限る。）。</p> <p>(14) 水質事故に関すること。</p> <p>(15) 河川愛護に関すること。</p> <p>(16) 岩石採取に関すること。</p> <p>(17) 砂利採取に関すること。</p> <p>(18) 屋外広告物の取締りに関すること（大津土木事務所を除く。）。</p> <p>(19) 風致地区の取締りに関すること（大津土木事務所を除く。）。</p> <p>(20) 景観形成に関すること（大津土木事務所を除く。）。</p> <p>(21) 都市計画法、土地区画整理法および宅地造成等規制法の規定に基づく規制に関すること（大津土木事務所を除く。）。</p> <p>(22) 砂防指定地、地すべり防止区域（国土交通省の所管に属するものに限る。）、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の管理に関すること。</p> <p>(23) 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定に関すること（大津土木事務所を除く。）。</p> <p>(24) 建築基準法の施行に関すること（大津土木事務所を除く。）。</p> <p>(25) 住宅に関すること（大津土木事務所を除く。）。</p> <p>(26) 宅地建物取引業法の規定に基づく業者の指導監督に関すること（大津土木事務所を除く。）。</p> <p>(27) 県有建物の新築、営繕および改築工事の指導に関すること（大津土木事務所を除く。）。</p> <p>(28) 建築動態統計に関すること（大津土木事務所を除く。）。</p> <p>(29) 租税特別措置法の規定に基づく優良住宅または良質住宅の認定および住宅家屋証明に関すること（大津土木事務所を除く。）。</p> <p>(30) 浄化槽設置の届出の受理等に関すること（大津土木事務所を除く。）。</p> <p>(31) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること（大津土木事務所を除く。）。</p> <p>(32) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関</p>

	<p>すること（建築物に係るものに限る。）（大津土木事務所を除く。）。</p> <p>(33) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関すること（大津土木事務所を除く。）。</p> <p>(34) その他特に命ぜられた事務に関すること。</p>
道路計画課	<p>(1) 道路および街路の新設、改築および特殊改良事業の調査、設計および監督に関すること。</p> <p>(2) 市町補助道路事業の支援に関すること。</p> <p>(3) 都市計画に係る市町への助言および市町補助都市計画事業の支援に関すること。</p> <p>(4) 道路の維持補修に関すること。</p> <p>(5) 交通安全施設の整備に関すること。</p> <p>(6) 道路等の受託事業の執行に関すること。</p> <p>(7) 道路の占用許可の技術審査に関すること。</p> <p>(8) 道路の災害復旧の調査、設計および監督に関すること。</p> <p>(9) 市町道路の災害復旧の支援に関すること。</p> <p>(10) 雪寒対策に関すること。</p>
河川砂防課	<p>(1) 河川整備計画に関すること。</p> <p>(2) 河川および港湾の工事の調査、設計および監督に関すること。</p> <p>(3) 河川および港湾の維持補修に関すること。</p> <p>(4) 市町補助河川事業の支援に関すること。</p> <p>(5) 河川および港湾等に関する受託事業の執行に関すること。</p> <p>(6) 河川および港湾の占使用等の許可の技術審査に関すること。</p> <p>(7) 砂利採取計画の許認可の技術審査に関すること。</p> <p>(8) 公有水面埋立の免許の技術審査に関すること。</p> <p>(9) 河川および砂防の災害復旧の調査、設計および監督に関すること。</p> <p>(10) 水防に関すること。</p> <p>(11) 琵琶湖水質保全対策行動計画に基づく河川工事の執行に関すること（南部土木事務所に限る。）。</p> <p>(12) 災害事務の総括に関すること。</p> <p>(13) 砂防、地すべり防止および急傾斜地崩壊防止の工事の調査、設計および監督に関すること。</p> <p>(14) 砂防、地すべり防止（国土交通省の所管に属するものに限る。）および急傾斜地崩壊防止の施設の維持補修に関すること。</p> <p>(15) 砂防指定地内および急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可の技術審査に関すること。</p> <p>(16) 愛知川改修工事および日野川改修工事の執行に関すること（東近江土木事務所に限る。）。</p> <p>(17) 特定施設に係る障害防止事業に関すること（高島土木事務所に限る。）。</p> <p>(18) 前号に掲げるもののほか、特定施設に関する事務のうち、土木事務所長が指定する事務（高島土木事務所に限る。）</p> <p>(19) ダムの水位の調節、水門の操作および管理に関すること（大津土木事務所、南部土木事務所および木之本土木事務所を除く。）。</p> <p>(20) 青土ダムに係る利水関係機関との連絡調整に関すること（甲賀土木事務所に限る。）。</p> <p>(21) 青土ダムに係る管理用水力発電の管理運用に関すること（甲賀土木事務所に限る。）。</p> <p>(22) 余呉湖の水位の調節、水門の操作および管理に関すること（木之本土木事務所に限る。）。</p>

第10条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第11条第1項の表農業技術振興センターの部中「企画管理部」を「管理部」に、「先端技術開発部」を「企画情報部」に改め、同部栽培研究部の款の次に次のように加える。

花・果樹研究部

第11条第1項の表農業技術振興センターの部普及部の項を削り、同条第2項を削る。

第12条中「課および分場」を「および課」に改め、同条の表消費生活センターの部を削り、同表琵琶湖環境科学研究センターの部管理部の款に次の6号を加える。

- (2) センターの中期計画に関する事。
- (3) 企画運営会議および評議員会に関する事。
- (4) 他の試験研究機関、大学等との連携に関する事。
- (5) センターの広報に関する事。
- (6) 琵琶湖およびその他の環境に関する情報資料の収集管理および提供に関する事。
- (7) 環境情報システムの管理および運用に関する事。

第12条の表琵琶湖環境科学研究センターの部総合解析部門の款第2号から第5号までを削り、同部環境監視部門の款第2号および第3号を削り、同表琵琶湖博物館の部総務部の款企画調整課の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 情報システムの整備および運用に関する事。

第12条の表琵琶湖博物館の部事業部の款第8号を削り、同表湖南中部流域下水道事務所の部第6号中「伯母川ノンポイント施設」の右に「ならびに守山栗東雨水幹線」を加え、同条の表農業技術振興センターの部企画管理部の款中「企画管理部」を「管理部」に改め、同款第3号から第6号までを削り、同款第7号中「先端技術開発部、栽培研究部」を「企画情報部、栽培研究部、花・果樹研究部」に改め、「普及部」を削り、同号を同款第3号とし、同款の次に次のように加える。

企 画 情 報 部

- (1) 試験研究の企画調整に関する事。
- (2) 試験研究成績の整備、活用および広報に関する事。
- (3) 競争的資金の導入に関する事。
- (4) 地域普及組織に対する普及指導計画の策定指導および普及活動評価に関する事。
- (5) 地域普及指導員の育成に関する事。
- (6) 農業改良助長法第12条第2項各号に掲げる農業経営および農村生活の改善に係る科学的な知見の集約および情報提供ならびに総合的な普及指導等に関する事。
- (7) 野生獣の被害防止対策に関する事。

第12条の表農業技術振興センターの部先端技術開発部の款を削り、同部栽培研究部の款中第1号および第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (4) 生物工学の試験研究に関する事。
- (5) 農業経営の調査研究に関する事。

第12条の表農業技術振興センターの部栽培研究部の款中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (8) 野生獣の農作物被害防止の試験研究に関する事。
- (9) 農産加工に係る試験研究および指導に関する事。

第12条の表農業技術振興センターの部栽培研究部の款第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 農業機械および施設の試験研究に関する事。

第12条の表農業技術振興センターの部栽培研究部の款花き・果樹分場の項および湖北分場の項を削り、同款の次に次のように加える。

花・果樹研究部

- (1) 花の栽培、品種改良および病虫害防除の試験研究に関する事。
- (2) 果樹の栽培、品種改良および病虫害防除の試験研究に関する事。

第12条の表農業技術振興センターの部普及部の款を削り、同表畜産技術振興センターの部第10号中「豚および」を削り、同部中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同表愛知川流域田園整備事務所の部第8号を次のように改める。

(8) 国営農業農村整備事業の推進および調整に関すること。

第13条中「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

機 関 の 名 称	位 置	所 管 区 域
1 環境・総合事務所 滋賀県南部環境・総合事務所 滋賀県甲賀環境・総合事務所 滋賀県東近江環境・総合事務所 滋賀県湖東環境・総合事務所 滋賀県湖北環境・総合事務所 滋賀県高島環境・総合事務所	草 津 市 甲 賀 市 東 近 江 市 彦 根 市 長 浜 市 高 島 市	草津市、守山市、栗東市および野洲市 甲賀市および湖南市 近江八幡市、東近江市および蒲生郡 彦根市、愛知郡および犬上郡 長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡 高島市
2 県税事務所 滋賀県西部県税事務所 滋賀県南部県税事務所 滋賀県中部県税事務所 滋賀県東北部県税事務所	大 津 市 草 津 市 東 近 江 市 長 浜 市	大津市および高島市 草津市、守山市、栗東市および野洲市 近江八幡市、甲賀市、湖南市、東近江市および蒲生郡 彦根市、長浜市、米原市、愛知郡、犬上郡、東浅井郡および伊香郡
3 自動車税事務所 滋賀県自動車税事務所	守 山 市	
4 消費生活センター 滋賀県消費生活センター	彦 根 市	
5 森林整備事務所 滋賀県西部・南部森林整備事務所 滋賀県甲賀森林整備事務所 滋賀県中部森林整備事務所 滋賀県湖北森林整備事務所	大 津 市 甲 賀 市 東 近 江 市 長 浜 市	大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市および高島市 甲賀市および湖南市 彦根市、近江八幡市、東近江市、蒲生郡、愛知郡および犬上郡 長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡
6 健康福祉事務所 滋賀県南部健康福祉事務所 滋賀県甲賀健康福祉事務所 滋賀県東近江健康福祉事務所 滋賀県湖東健康福祉事務所 滋賀県湖北健康福祉事務所 滋賀県高島健康福祉事務所	草 津 市 甲 賀 市 東 近 江 市 彦 根 市 長 浜 市 高 島 市	草津市、守山市、栗東市および野洲市 甲賀市および湖南市 近江八幡市、東近江市および蒲生郡 彦根市、愛知郡および犬上郡 長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡 高島市
7 保健所 滋賀県草津保健所 滋賀県甲賀保健所 滋賀県東近江保健所 滋賀県彦根保健所 滋賀県長浜保健所 滋賀県高島保健所	草 津 市 甲 賀 市 東 近 江 市 彦 根 市 長 浜 市 高 島 市	草津市、守山市、栗東市および野洲市 甲賀市および湖南市 近江八幡市、東近江市および蒲生郡 彦根市、愛知郡および犬上郡 長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡 高島市
8 精神保健福祉センター 滋賀県立精神保健福祉センター	草 津 市	
9 食肉衛生検査所 滋賀県食肉衛生検査所	近 江 八 幡 市	
10 動物保護管理センター 滋賀県動物保護管理センター	湖 南 市	

11 子ども家庭相談センター 滋賀県中央子ども家庭相談センター 滋賀県彦根子ども家庭相談センター	草 津 市 彦 根 市	大津市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、 湖南市および高島市 彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、蒲 生郡、愛知郡、犬上郡、東浅井郡および伊香郡
12 計量検定所 滋賀県計量検定所	草 津 市	
13 農業農村振興事務所 滋賀県大津・南部農業農村振興事 務所 滋賀県甲賀農業農村振興事務所 滋賀県東近江農業農村振興事務所 滋賀県湖東農業農村振興事務所 滋賀県湖北農業農村振興事務所 滋賀県高島農業農村振興事務所	草 津 市 甲 賀 市 東 近 江 市 彦 根 市 長 浜 市 高 島 市	大津市、草津市、守山市、栗東市および野洲市 甲賀市および湖南市 近江八幡市、東近江市および蒲生郡 彦根市、愛知郡および犬上郡 長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡 高島市
14 病虫害防除所 滋賀県病虫害防除所	蒲生郡安土町	
15 家畜保健衛生所 滋賀県家畜保健衛生所	近江八幡市	
16 土木事務所 滋賀県大津土木事務所 滋賀県南部土木事務所 滋賀県甲賀土木事務所 滋賀県東近江土木事務所 滋賀県湖東土木事務所 滋賀県長浜土木事務所 滋賀県木之本土木事務所 滋賀県高島土木事務所	大 津 市 草 津 市 甲 賀 市 東 近 江 市 彦 根 市 長 浜 市 伊香郡木之本町 高 島 市	大津市 草津市、守山市、栗東市および野洲市 甲賀市および湖南市 近江八幡市、東近江市（宇曾川の区域を除く。）およ び蒲生郡 彦根市、東近江市（宇曾川の区域に限る。）、愛知郡お よび犬上郡 長浜市、米原市および東浅井郡 伊香郡 高島市

別表第 2（第 9 条関係）

環境・総合事務所の名称	所 管 機 関
滋賀県南部環境・総合事務所	滋賀県南部県税事務所、滋賀県南部健康福祉事務所、滋賀県草津保健所、滋 賀県大津・南部農業農村振興事務所、滋賀県南部土木事務所
滋賀県甲賀環境・総合事務所	滋賀県甲賀森林整備事務所、滋賀県甲賀健康福祉事務所、滋賀県甲賀保健所、 滋賀県甲賀農業農村振興事務所、滋賀県甲賀土木事務所
滋賀県東近江環境・総合事務所	滋賀県中部県税事務所、滋賀県中部森林整備事務所、滋賀県東近江健康福 祉事務所、滋賀県東近江保健所、滋賀県東近江農業農村振興事務所、滋賀 県東近江土木事務所、滋賀県愛知川流域田園整備事務所
滋賀県湖東環境・総合事務所	滋賀県湖東農業農村振興事務所、滋賀県湖東土木事務所
滋賀県湖北環境・総合事務所	滋賀県東北部県税事務所、滋賀県湖北森林整備事務所、滋賀県湖北健康福祉 事務所、滋賀県長浜保健所、滋賀県湖北農業農村振興事務所、滋賀県長浜土 木事務所
滋賀県高島環境・総合事務所	滋賀県高島農業農村振興事務所、滋賀県高島土木事務所

別表第 4 滋賀県防災会議の項の次に次のように加える。

滋賀県国民保護 協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 37 条 第 2 項の規定による知事の諮問に応じて県域に係る国民の保護のため の措置に関する重要事項の審議に関する事務	防災危機管理局
----------------	---	---------

別表第 4 滋賀県公有財産審議会の項の次に次のように加える。

滋賀県固定資産 評価審議会	地方税法第401条の2第3項に掲げる事項その他固定資産の評価の調 査審議に関する事務	総務部税政課
------------------	---	--------

別表第4 滋賀県固定資産評価審議会の項を次のように改める。

滋賀県市町合併 推進審議会	市町村の合併の特例等に関する法律第59条第3項の規定による自主的 な市町の合併の推進に関する構想の策定等の調査審議および同法第60 条第2項の規定による自主的な市町の合併の推進に関する重要事項の 調査審議に関する事務	総務部自治振興課
------------------	---	----------

別表第4 滋賀県公害審査会の項、滋賀県環境自治委員会の項および滋賀県環境影響評価審査会の項中「琵琶湖環境
部環境政策課」を「琵琶湖環境部琵琶湖再生課」に改め、同表滋賀県ヨシ群落保全審議会の項中「琵琶湖環境部自然
保環境全課」を「琵琶湖環境部自然環境保全課」に改め、同表滋賀県観光事業審議会の項を削り、同表滋賀県大規模
小売店舗立地審議会の項および滋賀県中小企業調停審議会の項中「商工観光労働部商業観光振興課」を「商工観光労
働部商業振興課」に改め、同項の次に次のように加える。

滋賀県観光事業 審議会	観光事業に関する基本的計画についての調査、審議および建議に関す る事務	商工観光労働部観 光振興課
----------------	--	------------------

別表第4 滋賀県感染症の診査に関する協議会の項中「大津保健所」を削り、同表結核診査協議会の項を削り、同表
を別表第5とする。

別表第3第3項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、同項第3号中「滋賀県近代美術館」を「滋賀県立近代
美術館」に改め、同号を同項第2号とし、同表第6項中

(3) 高等技術専門校 滋賀県立草津高等技術専門校 滋賀県立近江高等技術専門校	草 津 市 米 原 市	を
(3) 滋賀県立高等技術専門校	米 原 市	に

改め、同表を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第9条関係）

環境・総合事務所の名称	所 管 機 関
滋賀県南部環境・総合事務所	滋賀県南部県税事務所、滋賀県自動車税事務所、滋賀県南部健康福祉事務 所、滋賀県草津保健所、滋賀県中央子ども家庭相談センター、滋賀県計量 検定所、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所、滋賀県南部土木事務所、 滋賀県立琵琶湖博物館、滋賀県湖南中部流域下水道事務所、滋賀県森林セ ンター、滋賀県障害者更生相談所、滋賀県立総合保健専門学校、滋賀県工 業技術総合センター、滋賀県総合教育センター
滋賀県甲賀環境・総合事務所	滋賀県甲賀森林整備事務所、滋賀県甲賀健康福祉事務所、滋賀県甲賀保健 所、滋賀県動物保護管理センター、滋賀県甲賀農業農村振興事務所、滋賀 県甲賀土木事務所、滋賀県立近江学園、滋賀県立淡海学園
滋賀県東近江環境・総合事務所	滋賀県中部県税事務所、滋賀県中部森林整備事務所、滋賀県東近江健康福 祉事務所、滋賀県東近江保健所、滋賀県食肉衛生検査所、滋賀県東近江農 業農村振興事務所、滋賀県病害虫防除所、滋賀県家畜保健衛生所、滋賀県 東近江土木事務所、滋賀県消防学校、滋賀県立男女共同参画センター、滋 賀県農業技術振興センター、滋賀県畜産技術振興センター、滋賀県愛知川 流域田園整備事務所
滋賀県湖東環境・総合事務所	滋賀県消費生活センター、滋賀県湖東健康福祉事務所、滋賀県彦根保健所、 滋賀県彦根子ども家庭相談センター、滋賀県湖東農業農村振興事務所、滋 賀県湖東土木事務所、滋賀県東北部流域下水道事務所、滋賀県水産試験場、 滋賀県芹谷地域振興事務所、滋賀県立荒神山少年自然の家
滋賀県湖北環境・総合事務所	滋賀県東北部県税事務所、滋賀県湖北森林整備事務所、滋賀県湖北健康福 祉事務所、滋賀県長浜保健所、滋賀県湖北農業農村振興事務所、滋賀県長 浜土木事務所、滋賀県木之本土木事務所、滋賀県立看護専門学校、滋賀県

	東北部工業技術センター、滋賀県立高等技術専門校
滋賀県高島環境・総合事務所	滋賀県高島健康福祉事務所、滋賀県高島保健所、滋賀県高島農業農村振興事務所、滋賀県高島土木事務所、滋賀県北川ダム建設事務所

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の左欄に掲げる部課、地方行政機関またはその他の機関の参事、課長補佐、副参事、副校長または主任専門員を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる部課、地方行政機関またはその他の機関の参事、課長補佐、副参事、副校長または主任専門員を命ぜられたものとする。

商工観光労働部商業観光振興課	商工観光労働部商業振興課
南部振興局総務振興部総務出納課	南部環境・総合事務所総務課
南部振興局総務振興部地域振興課	
南部振興局環境農政部環境課	南部環境・総合事務所環境課
南部振興局甲賀県事務所総務出納課	甲賀環境・総合事務所総務課
南部振興局甲賀県事務所環境農政部環境課	甲賀環境・総合事務所環境課
東近江地域振興局総務振興部総務出納課	東近江環境・総合事務所総務課
東近江地域振興局総務振興部地域振興課	
東近江地域振興局環境農政部環境課	東近江環境・総合事務所環境課
湖東地域振興局総務振興部総務出納課	湖東環境・総合事務所総務課
湖東地域振興局総務振興部地域振興課	
湖東地域振興局環境農政部環境課	湖東環境・総合事務所環境課
湖北地域振興局総務振興部総務出納課	湖北環境・総合事務所総務課
湖北地域振興局総務振興部地域振興課	
湖北地域振興局環境農政部環境課	湖北環境・総合事務所環境課
高島県事務所総務出納課	高島環境・総合事務所総務課
高島県事務所環境農政部環境森林整備課	西部・南部森林整備事務所
南部振興局甲賀県事務所環境農政部森林整備課	甲賀森林整備事務所
東近江地域振興局環境農政部森林整備課	中部森林整備事務所
湖東地域振興局環境農政部森林整備課	
湖北地域振興局環境農政部森林整備課	湖北森林整備事務所
南部振興局地域健康福祉部保健福祉課	南部健康福祉事務所保健福祉課
南部振興局地域健康福祉部健康衛生課	南部健康福祉事務所健康衛生課
南部振興局甲賀県事務所地域健康福祉部保健福祉課	甲賀健康福祉事務所保健福祉課
南部振興局甲賀県事務所地域健康福祉部健康衛生課	甲賀健康福祉事務所健康衛生課
東近江地域振興局地域健康福祉部保健福祉課	東近江健康福祉事務所保健福祉課
東近江地域振興局地域健康福祉部健康衛生課	東近江健康福祉事務所健康衛生課
湖東地域振興局地域健康福祉部保健福祉課	湖東健康福祉事務所保健福祉課
湖東地域振興局地域健康福祉部健康衛生課	湖東健康福祉事務所健康衛生課
湖北地域振興局地域健康福祉部保健福祉課	湖北健康福祉事務所保健福祉課
湖北地域振興局地域健康福祉部健康衛生課	湖北健康福祉事務所健康衛生課

高島県事務所地域健康福祉部保健福祉課	高島健康福祉事務所保健福祉課
高島県事務所地域健康福祉部健康衛生課	高島健康福祉事務所健康衛生課
南部振興局環境農政部農産普及課	大津・南部農業農村振興事務所農産普及課
南部振興局環境農政部田園振興課	大津・南部農業農村振興事務所田園振興課
南部振興局甲賀県事務所環境農政部農産普及課	甲賀農業農村振興事務所農産普及課
南部振興局甲賀県事務所環境農政部田園振興課	甲賀農業農村振興事務所田園振興課
東近江地域振興局環境農政部農産普及課	東近江農業農村振興事務所農産普及課
東近江地域振興局環境農政部田園振興第一課	東近江農業農村振興事務所田園振興課
東近江地域振興局環境農政部田園振興第二課	
湖東地域振興局環境農政部農産普及課	湖東農業農村振興事務所農産普及課
湖東地域振興局環境農政部田園振興課	湖東農業農村振興事務所田園振興課
湖北地域振興局環境農政部農産普及課	湖北農業農村振興事務所農産普及課
湖北地域振興局環境農政部田園振興課	湖北農業農村振興事務所田園振興課
高島県事務所環境農政部農産普及課	高島農業農村振興事務所農産普及課
高島県事務所環境農政部田園振興課	高島農業農村振興事務所田園振興課
南部振興局建設管理部経理用地課	南部土木事務所経理用地課
南部振興局建設管理部管理調整課	南部土木事務所管理調整課
南部振興局建設管理部道路計画課	南部土木事務所道路計画課
南部振興局建設管理部河川砂防課	南部土木事務所河川砂防課
南部振興局甲賀県事務所建設管理部経理用地課	甲賀土木事務所経理用地課
南部振興局甲賀県事務所建設管理部管理調整課	甲賀土木事務所管理調整課
南部振興局甲賀県事務所建設管理部道路計画課	甲賀土木事務所道路計画課
南部振興局甲賀県事務所建設管理部河川砂防課	甲賀土木事務所河川砂防課
東近江地域振興局建設管理部経理用地課	東近江土木事務所経理用地課
東近江地域振興局建設管理部管理調整課	東近江土木事務所管理調整課
東近江地域振興局建設管理部道路計画課	東近江土木事務所道路計画課
東近江地域振興局建設管理部河川砂防課	東近江土木事務所河川砂防課
湖東地域振興局建設管理部経理用地課	湖東土木事務所経理用地課
湖東地域振興局建設管理部管理調整課	湖東土木事務所管理調整課
湖東地域振興局建設管理部道路計画課	湖東土木事務所道路計画課
湖東地域振興局建設管理部河川砂防課	湖東土木事務所河川砂防課
湖北地域振興局长浜建設管理部経理用地課	長浜土木事務所経理用地課
湖北地域振興局长浜建設管理部管理調整課	長浜土木事務所管理調整課
湖北地域振興局长浜建設管理部道路計画課	長浜土木事務所道路計画課
湖北地域振興局长浜建設管理部河川砂防課	長浜土木事務所河川砂防課
湖北地域振興局木之本建設管理部経理用地課	木之本土木事務所経理用地課
湖北地域振興局木之本建設管理部管理調整課	木之本土木事務所管理調整課
湖北地域振興局木之本建設管理部道路計画課	木之本土木事務所道路計画課
湖北地域振興局木之本建設管理部河川砂防課	木之本土木事務所河川砂防課
高島県事務所建設管理部経理用地課	高島土木事務所経理用地課

高島県事務所建設管理部管理調整課	高島土木事務所管理調整課
高島県事務所建設管理部道路計画課	高島土木事務所道路計画課
高島県事務所建設管理部河川砂防課	高島土木事務所河川砂防課
草津高等技術専門校	高等技術専門校
近江高等技術専門校	
農業技術振興センター企画管理部	農業技術振興センター管理部
農業技術振興センター栽培研究部花き・果樹分場	農業技術振興センター花・果樹研究部

3 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる部課、地方行政機関またはその他の機関の主幹、主任学科長、副主任、学科長、主任主査または主査を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる部課、地方行政機関またはその他の機関の主幹、主任学科長、副主任、学科長、主任主査または主査を命ぜられたものとする。

商工観光労働部商業観光振興課	商工観光労働部商業振興課
南部振興局総務振興部総務出納課	南部環境・総合事務所
南部振興局総務振興部地域振興課	
南部振興局環境農政部環境課	
南部振興局甲賀県事務所総務出納課	甲賀環境・総合事務所
南部振興局甲賀県事務所環境農政部環境課	
東近江地域振興局総務振興部総務出納課	東近江環境・総合事務所
東近江地域振興局総務振興部地域振興課	
東近江地域振興局環境農政部環境課	
湖東地域振興局総務振興部総務出納課	湖東環境・総合事務所
湖東地域振興局総務振興部地域振興課	
湖東地域振興局環境農政部環境課	
湖北地域振興局総務振興部総務出納課	湖北環境・総合事務所
湖北地域振興局総務振興部地域振興課	
湖北地域振興局環境農政部環境課	
高島県事務所総務出納課	高島環境・総合事務所
大津県税事務所	西部県税事務所
高島県事務所税務課	
南部振興局総務振興部税務課	南部県税事務所
南部振興局甲賀県事務所税務課	中部県税事務所
東近江地域振興局総務振興部税務課	
湖東地域振興局総務振興部税務課	東北部県税事務所
湖北地域振興局総務振興部税務課	
大津林業事務所	西部・南部森林整備事務所
高島県事務所環境農政部環境森林整備課	
南部振興局甲賀県事務所環境農政部森林整備課	甲賀森林整備事務所
東近江地域振興局環境農政部森林整備課	中部森林整備事務所
湖東地域振興局環境農政部森林整備課	
湖北地域振興局環境農政部森林整備課	湖北森林整備事務所
南部振興局地域健康福祉部保健福祉課	南部健康福祉事務所

南部振興局地域健康福祉部健康衛生課	
南部振興局甲賀県事務所地域健康福祉部保健福祉課	甲賀健康福祉事務所
南部振興局甲賀県事務所地域健康福祉部健康衛生課	
東近江地域振興局地域健康福祉部保健福祉課	東近江健康福祉事務所
東近江地域振興局地域健康福祉部健康衛生課	
湖東地域振興局地域健康福祉部保健福祉課	湖東健康福祉事務所
湖東地域振興局地域健康福祉部健康衛生課	
湖北地域振興局地域健康福祉部保健福祉課	湖北健康福祉事務所
湖北地域振興局地域健康福祉部健康衛生課	
高島県事務所地域健康福祉部保健福祉課	高島健康福祉事務所
高島県事務所地域健康福祉部健康衛生課	
南部振興局環境農政部農産普及課	大津・南部農業農村振興事務所
南部振興局環境農政部田園振興課	
南部振興局甲賀県事務所環境農政部農産普及課	甲賀農業農村振興事務所
南部振興局甲賀県事務所環境農政部田園振興課	
東近江地域振興局環境農政部農産普及課	東近江農業農村振興事務所
東近江地域振興局環境農政部田園振興第一課	
東近江地域振興局環境農政部田園振興第二課	
湖東地域振興局環境農政部農産普及課	湖東農業農村振興事務所
湖東地域振興局環境農政部田園振興課	
湖北地域振興局環境農政部農産普及課	湖北農業農村振興事務所
湖北地域振興局環境農政部田園振興課	
高島県事務所環境農政部農産普及課	高島農業農村振興事務所
高島県事務所環境農政部田園振興課	
南部振興局建設管理部経理用地課	南部土木事務所
南部振興局建設管理部管理調整課	
南部振興局建設管理部道路計画課	
南部振興局建設管理部河川砂防課	
南部振興局甲賀県事務所建設管理部経理用地課	甲賀土木事務所
南部振興局甲賀県事務所建設管理部管理調整課	
南部振興局甲賀県事務所建設管理部道路計画課	
南部振興局甲賀県事務所建設管理部河川砂防課	
東近江地域振興局建設管理部経理用地課	東近江土木事務所
東近江地域振興局建設管理部管理調整課	
東近江地域振興局建設管理部道路計画課	
東近江地域振興局建設管理部河川砂防課	
湖東地域振興局建設管理部経理用地課	湖東土木事務所
湖東地域振興局建設管理部管理調整課	
湖東地域振興局建設管理部道路計画課	
湖東地域振興局建設管理部河川砂防課	

湖北地域振興局長浜建設管理部経理用地課	長浜土木事務所
湖北地域振興局長浜建設管理部管理調整課	
湖北地域振興局長浜建設管理部道路計画課	
湖北地域振興局長浜建設管理部河川砂防課	
湖北地域振興局木之本建設管理部経理用地課	木之本土木事務所
湖北地域振興局木之本建設管理部管理調整課	
湖北地域振興局木之本建設管理部道路計画課	
湖北地域振興局木之本建設管理部河川砂防課	
高島県事務所建設管理部経理用地課	高島土木事務所
高島県事務所建設管理部管理調整課	
高島県事務所建設管理部道路計画課	
高島県事務所建設管理部河川砂防課	
草津高等技術専門校	高等技術専門校
近江高等技術専門校	

- 4 施行日の前日に前項の表の左欄に掲げる部課、地方行政機関またはその他の機関に勤務を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる部課、地方行政機関またはその他の機関に勤務を命ぜられたものとする。
- 5 施行日の前日に商工観光労働部商業観光振興課付を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、商工観光労働部観光振興課付を命ぜられたものとする。
- 6 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

大津県税事務所次長	西部県税事務所次長
大津県税事務所課税第一課長	西部県税事務所課税一課長
東近江地域振興局環境農政部環境課長	東近江環境・総合事務所環境課長
湖北地域振興局環境農政部環境課長	湖北環境・総合事務所環境課長
南部振興局地域健康福祉部健康衛生課長	南部健康福祉事務所健康衛生課長
南部振興局甲賀県事務所地域健康福祉部副部長	甲賀健康福祉事務所次長
南部振興局甲賀県事務所地域健康福祉部保健福祉課長	甲賀健康福祉事務所保健福祉課長
南部振興局甲賀県事務所地域健康福祉部健康衛生課長	甲賀健康福祉事務所健康衛生課長
東近江地域振興局地域健康福祉部健康衛生課長	東近江健康福祉事務所健康衛生課長
湖東地域振興局地域健康福祉部健康衛生課長	湖東健康福祉事務所健康衛生課長
湖北地域振興局地域健康福祉部副部長	湖北健康福祉事務所次長
湖北地域振興局地域健康福祉部保健福祉課長	湖北健康福祉事務所保健福祉課長
湖北地域振興局地域健康福祉部健康衛生課長	湖北健康福祉事務所健康衛生課長
湖北地域振興局環境農政部田園振興課長	湖北農業農村振興事務所田園振興課長
南部振興局建設管理部副部長	南部土木事務所次長
南部振興局建設管理部経理用地課長	南部土木事務所経理用地課長
南部振興局建設管理部管理調整課長	南部土木事務所管理調整課長
南部振興局建設管理部道路計画課長	南部土木事務所道路計画課長
南部振興局甲賀県事務所建設管理部副部長	甲賀土木事務所次長

南部振興局甲賀県事務所建設管理部経理用地課長	甲賀土木事務所経理用地課長
南部振興局甲賀県事務所建設管理部管理調整課長	甲賀土木事務所管理調整課長
南部振興局甲賀県事務所建設管理部河川砂防課長	甲賀土木事務所河川砂防課長
東近江地域振興局建設管理部副部長	東近江土木事務所次長
東近江地域振興局建設管理部河川砂防課長	東近江土木事務所河川砂防課長
湖東地域振興局建設管理部道路計画課長	湖東土木事務所道路計画課長
湖東地域振興局建設管理部河川砂防課長	湖東土木事務所河川砂防課長
湖北地域振興局長浜建設管理部副部長	長浜土木事務所次長
湖北地域振興局長浜建設管理部管理調整課長	長浜土木事務所管理調整課長
湖北地域振興局長浜建設管理部道路計画課長	長浜土木事務所道路計画課長
湖北地域振興局木之本建設管理部副部長	木之本土木事務所次長
湖北地域振興局木之本建設管理部経理用地課長	木之本土木事務所経理用地課長
湖北地域振興局木之本建設管理部管理調整課長	木之本土木事務所管理調整課長
湖北地域振興局木之本建設管理部河川砂防課長	木之本土木事務所河川砂防課長
高島県事務所建設管理部副部長	高島土木事務所次長
高島県事務所建設管理部経理用地課長	高島土木事務所経理用地課長
高島県事務所建設管理部河川砂防課長	高島土木事務所河川砂防課長

（滋賀県立近江米普及啓発施設の設置および管理に関する条例施行規則の廃止）

- 7 滋賀県立近江米普及啓発施設の設置および管理に関する条例施行規則（平成 8 年滋賀県規則第 74 号）は、廃止する。

（滋賀県中小企業調停審議会規則の一部改正）

- 8 滋賀県中小企業調停審議会規則（昭和 33 年滋賀県規則第 69 号）の一部を次のように改正する。
第 11 条中「商工観光労働部商業観光振興課」を「商工観光労働部商業振興課」に改める。

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第 21 号

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則

滋賀県事務委任規則（昭和 55 年滋賀県規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「振興局長等」を「環境・総合事務所長」に改め、同条中「平成 18 年滋賀県条例第 71 号」を「平成 18 年滋賀県条例第 71 号。以下「特例条例」という。」に、「平成 19 年滋賀県規則第 15 号」を「平成 19 年滋賀県規則第 15 号。以下「特例規則」という。」に、「南部振興局長、地域振興局長および高島県事務所長」を「環境・総合事務所長」に改め、同条南部振興局総務振興部地域振興課および地域振興局総務振興部地域振興課関係の項第 1 号から第 6 号までを次のように改める。

(1) から (6) まで 削除

第 2 条南部振興局総務振興部地域振興課および地域振興局総務振興部地域振興課関係の項第 6 号の 2 および第 6 号の 3 を削り、同項第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(7) の 2 同法第 4 条第 2 項の規定による指示に従わない製造業者、販売業者または表示業者等の公表

第 2 条南部振興局総務振興部地域振興課および地域振興局総務振興部地域振興課関係の項第 10 号から第 18 号までを次のように改める。

(10) から (18) まで 削除

第 2 条南部振興局総務振興部地域振興課および地域振興局総務振興部地域振興課関係の項中「南部振興局総務振興部地域振興課および地域振興局総務振興部地域振興課」を「総務課」に改め、同条南部振興局甲賀県事務所総務出納課および高島県事務所総務出納課関係の項、税務課関係の項および地域健康福祉部保健福祉課関係の項を削り、同条環境農政部環境課（高島県事務所にあつては、環境農政部環境森林整備課）関係の項第 60 号中「同法」を「湖沼水質

保全特別措置法」に改め、同項第100号の3の次に次の11号を加える。

- (100)の4 同条例第29条の5の規定による調査の結果の報告の受理
- (100)の5 同条例第29条の6第1項の規定による通報の受理
- (100)の6 同条例第29条の6第2項の規定による応急の措置の命令
- (100)の7 同条例第29条の7第1項および第2項の規定による措置の命令
- (100)の8 同条例第29条の8の規定による報告および調査の要請
- (100)の9 同条例第29条の9第1項および第2項の規定による地下水浄化計画の作成の要求
- (100)の10 同条例第29条の9第4項(同条例第50条の5第4項において準用する場合を含む。)の規定による提出の受理
- (100)の11 同条例第29条の9第5項(同条例第50条の5第4項において準用する場合を含む。)の規定による変更の勧告
- (100)の12 同条例第29条の9第6項(同条例第50条の5第4項において準用する場合を含む。)の規定による進捗^{ちよく}状況の報告の受理

- (100)の13 同条例第29条の10第1項から第3項までの規定による勧告
- (100)の14 同条例第29条の11の規定による公表および意見を述べる機会の付与

第2条環境農政部環境課(高島県事務所にあつては、環境農政部環境森林整備課)関係の項中第106号の5を第106号の21とし、第106号の4の次に次の16号を加える。

- (106)の5 同条例第49条第1項の規定による調査の結果の報告の受理
- (106)の6 同条例第49条第1項ただし書の規定による確認
- (106)の7 同条例第49条第2項の規定による通知
- (106)の8 同条例第49条第3項の規定による報告および是正の命令
- (106)の9 同条例第50条第1項の規定による調査の結果の報告の受理
- (106)の10 同条例第50条第1項ただし書の規定による確認
- (106)の11 同条例第50条第2項第1号の規定による調査の認定
- (106)の12 同条例第50条第3項の規定による届出の受理
- (106)の13 同条例第50条第4項の規定による確認および結果の通知
- (106)の14 同条例第50条の2第1項の規定による土地の形質の変更の届出の受理
- (106)の15 同条例第50条の2第2項の規定による通知および計画の変更の勧告
- (106)の16 同条例第50条の4第1項の規定による指定有害物質使用地台帳の調整および保管
- (106)の17 同条例第50条の4第3項の規定による指定有害物質使用地台帳の閲覧の請求の受理
- (106)の18 同条例第50条の5第1項および第2項の規定による土壤汚染改善管理計画の作成の要求
- (106)の19 同条例第50条の6第1項および第2項の規定による勧告
- (106)の20 同条例第50条の7の規定による公表および意見を述べる機会の付与

第2条環境農政部環境課(高島県事務所にあつては、環境農政部環境森林整備課)関係の項第128号の2、第128号の3および第128号の4中「第15条の2の4第2項」を「第15条の2の5第2項」に改め、同項第128号の5中「第15条の2の4第2項」を「第15条の2の5第2項」に改め、「聴取」の右に「(事業者が自ら設置する施設に係るものに限る。)」を加え、同項第129号中「第15条の2の4第2項」を「第15条の2の5第2項」に改め、同項第130号中「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に改め、同項第131号から第132号の2までの規定中「第15条の2の4第3項」を「第15条の2の5第3項」に改め、同項第137号中「第19条の7」を「第19条の11第1項および第3項」に改め、同項第137号の2を次のように改める。

- (137)の2 削除

第2条環境農政部環境課(高島県事務所にあつては、環境農政部環境森林整備課)関係の項第139号中「第28条」を「第27条」に改め、同項第140号を次のように改める。

- (140) 削除

第2条環境農政部環境課(高島県事務所にあつては、環境農政部環境森林整備課)関係の項中「環境農政部環境課(高島県事務所にあつては、環境農政部環境森林整備課)」を「環境課」に改め、同条環境農政部森林整備課(高島県事務所にあつては、環境農政部環境森林整備課)関係の項、環境農政部農産普及課関係の項、環境農政部田園振興課関係の項および建設管理部管理調整課関係の項を削る。

第3条(見出しを含む。)中「大津県税事務所長」を「県税事務所長」に改める。

第 4 条の 2 を削る。

第 5 条および第 6 条を次のように改める。

（森林整備事務所長への委任事項）

第 5 条 次に掲げる事務（特例条例および特例規則の規定により市町が処理することとされる事務に係るものを除く。）は、森林整備事務所長に委任する。

- (1) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 35 条および第 36 条の規定による保安林補償に係る予備調査および評価調査
- (2) 同法第 41 条および第 43 条の規定による指定および解除に関する申請等に係る調査
- (3) 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 13 条第 3 項第 1 号に規定する証明書の交付
- (4) 森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 100 条第 2 項、第 3 項および第 4 項の規定において準用する同法第 61 条第 2 項、第 3 項、第 79 条、第 80 条、第 83 条第 2 項および第 84 条第 3 項の規定による定款変更、設立、解散および合併の認可ならびにこれらに係る報告書の提出要求、認可、不認可の通知および許可の証明
- (5) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和 41 年法律第 126 号）第 6 条の規定による入会林野整備計画（同法第 9 条の規定による入会林野整備計画を含む。）の適否の決定
- (6) 同法第 7 条の規定による異議の申立についての協議命令および同法第 10 条の規定による認可の申請の却下
- (7) 同法第 8 条の規定による調停案の作成および受諾勧告
- (8) 同法第 11 条第 1 項および第 3 項の規定による入会林野整備計画（変更後の入会林野整備計画を含む。）の認可および公告ならびに同法第 22 条第 1 項および第 4 項の規定による旧慣使用林野整備計画の認可および公告
- (9) 同法第 11 条第 2 項の規定による金銭の供託命令
- (10) 同法第 14 条第 2 項および第 3 項ならびに第 23 条第 2 項の規定による登記の嘱託
- (11) 同法第 25 条第 1 項の規定による立入調査等の実施および同条第 7 項の規定による立入調査等に係る損失補償の決定
- (12) 森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定による立入検査および収去命令
- (13) 林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 6 条の規定による保護または管理のための命令および指示
- (14) 分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 3 条の規定による分収林契約のあつせん
- (15) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 18 条の規定による制限行為の許可
- (16) 同法第 21 条第 1 項の規定による許可の取消し、許可条件の変更ならびに行為の中止、他の施設等の改築、移転および除却、必要な施設の設置ならびに原状回復の命令
- (17) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 9 条第 11 項の規定による許可証および従事者証の返納の受理（学術研究の目的による捕獲等および採取等に係るものを除く。）
- (18) 同法第 9 条第 12 項の規定による捕獲等および採取等の結果の報告の受理（学術研究の目的による捕獲等および採取等に係るものを除く。）
- (19) 同法第 35 条第 10 項の規定による承認証の返納の受理
- (20) 同法第 54 条の規定による狩猟免状の返納の受理
- (21) 同法第 65 条の規定による狩猟者登録証または狩猟者記章の返納の受理（県外に住所を有する者に係るものを除く。）
- (22) 同法第 66 条の規定による狩猟の結果の報告の受理（県外に住所を有する者に係るものを除く。）
- (23) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 4 号）第 22 条第 1 項の規定による生息・生育地保護区の区域内における行為の届出の受理
- (24) 同条例第 28 条各項の規定による指定外来種の飼養等の届出の受理

（健康福祉事務所長への委任事項）

第 6 条 次に掲げる事務（特例条例および特例規則の規定により市町が処理することとされる事務に係るものを除く。）は、健康福祉事務所長に委任する。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 24 条の規定による申請による保護の開始および変更
- (2) 同法第 25 条の規定による職権による保護の開始および変更
- (3) 同法第 26 条の規定による保護の停止および廃止
- (4) 同法第 27 条第 1 項の規定による被保護者に対する必要な指導および指示
- (5) 同法第 27 条の 2 の規定による相談の実施および助言
- (6) 同法第 28 条の規定による要保護者に対する立入調査および検診の命令、申請の却下ならびに保護の変更、停止および廃止
- (7) 同法第 30 条から第 37 条までの規定による保護の方法の決定

- (8) 同法第48条第4項の規定による届出の受理
- (9) 同法第62条第3項の規定による保護の変更、停止および廃止
- (10) 同法第62条第4項の規定による弁明の機会の付与
- (11) 同法第63条の規定による被保護者が返還する金額の決定および返還金の徴収
- (12) 同法第76条第1項の規定による遺留金品の処分
- (13) 同法第77条第1項の規定による扶養義務者からの費用の徴収処分
- (14) 同法第77条第2項の規定による扶養義務者の負担すべき額について扶養義務者との協議が整わない場合等における家庭裁判所への申立て
- (15) 同法第78条の規定による不正な手段をもつて保護を受け、および受けさせた者からの費用の徴収処分
- (16) 同法第80条の規定による保護金品の返還の免除
- (17) 同法第81条の規定による裁判所に対する後見人選任の請求
- (18) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定において生活保護法の規定の例によることとされる場合における前各号に掲げる事務
- (19) 県立救護施設入所者負担金の徴収（入所措置した者に係る徴収に限る。）
- (20) 介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の規定による居宅サービス等を行つた者またはこれを使用する者に対する報告もしくは物件提示の命令または質問（介護福祉施設サービスおよび介護療養施設サービスならびに指定介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所および指定介護予防短期入所生活介護事業所ならびに指定介護療養型医療施設に併設される指定短期入所療養介護事業所および指定介護予防短期入所療養介護事業所に係るものを除く。）
- (21) 同法第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定（指定介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所および指定介護療養型医療施設に併設される指定短期入所療養介護事業所に係るものを除く。）
- (22) 同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定
- (23) 同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定（指定介護老人福祉施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所に係るものを除く。）
- (24) 同法第70条の2（同法第115条の10において準用する場合を含む。）の規定による指定居宅サービス事業者および介護予防サービス事業者の指定の更新（指定介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所および指定介護予防短期入所生活介護事業所に係るものを除く。）
- (25) 同法第75条の規定による指定居宅サービス事業者に係る届出の受理（指定介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所および指定介護療養型医療施設に併設される指定短期入所療養介護事業所に係るものを除く。）
- (26) 同法第76条の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告の徴収等（指定介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所および指定介護療養型医療施設に併設される指定短期入所療養介護事業所に係るものを除く。）
- (27) 同法第76条の2の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告、命令等（指定介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所および指定介護療養型医療施設に併設される指定短期入所療養介護事業所に係るものを除く。）
- (28) 同法第77条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し等（指定介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所および指定介護療養型医療施設に併設される指定短期入所療養介護事業所に係るものを除く。）
- (29) 同法第78条の規定による指定居宅サービス事業者に係る公示（指定介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所に係るものを除く。）
- (30) 同法第79条の2の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新
- (31) 同法第82条の規定による指定居宅介護支援事業者に係る届出の受理
- (32) 同法第83条の規定による指定居宅介護支援事業者に対する報告の徴収等
- (33) 同法第83条の2の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告、命令等
- (34) 同法第84条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等
- (35) 同法第85条の規定による指定居宅介護支援事業者に係る公示
- (36) 同法第115条の5の規定による指定介護予防サービス事業者に係る届出の受理（指定介護老人福祉施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所および指定介護療養型医療施設に併設される指定介護予防短期入所

療養介護事業所に係るものを除く。)

- (37) 同法第115条の6の規定による指定介護予防サービス事業者等に対する報告の徴収等（指定介護老人福祉施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所および指定介護療養型医療施設に併設される指定介護予防短期入所療養介護事業所に係るものを除く。)
- (38) 同法第115条の7の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告、命令等（指定介護老人福祉施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所および指定介護療養型医療施設に併設される指定介護予防短期入所療養介護事業所に係るものを除く。)
- (39) 同法第115条の8第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等（指定介護老人福祉施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所および指定介護療養型医療施設に併設される指定介護予防短期入所療養介護事業所に係るものを除く。)
- (40) 同法第115条の9の規定による指定介護予防サービス事業者に係る公示（指定介護老人福祉施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所に係るものを除く。)
- (41) 同法第119条第1項の規定による市町の介護保険事業計画の作成上の技術的事項についての必要な助言
- (42) 指定居宅サービス、指定居宅介護支援および指定介護予防サービスの介護給付費算定に係る体制等に関する届出（指定介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所および指定介護予防短期入所生活介護事業所ならびに指定介護療養型医療施設に併設される指定短期入所療養介護事業所および指定介護予防短期入所療養介護事業所に係るものを除く。)
- (43) 市町介護保険事業に関する調査事業
- (44) 民生委員法（昭和23年法律第198号）第17条第1項の規定による民生委員の職務の指揮監督
- (45) 同法第18条の規定による民生委員の指導訓練に関する計画の樹立および実施
- (46) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条の2第1項の規定による福祉の措置の実施に関する市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助および老人福祉に関する広域的な実情の把握ならびに同条第2項の規定による福祉の措置の適切な実施を確保するための市町に対する必要な助言
- (47) 同法第14条の規定による老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理
- (48) 同法第14条の2の規定による変更の届出の受理
- (49) 同法第14条の3の規定による老人居宅生活支援事業の廃止および休止の届出の受理
- (50) 同法第15条第2項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されるものを除く。以下この条において同じ。）および老人介護支援センターの設置の届出の受理
- (51) 同法第15条の2の規定による変更の届出の受理
- (52) 同法第16条第1項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設および老人介護支援センターの廃止および休止の届出の受理
- (53) 同法第18条第1項の規定による老人居宅生活支援事業を行う者ならびに老人デイサービスセンター、老人短期入所施設および老人介護支援センターの設置者に対する報告の徴収および立入検査
- (54) 同法第18条の2第1項の規定による認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対する改善命令
- (55) 同法第18条の2第2項の規定による老人居宅生活支援事業を行う者ならびに老人デイサービスセンター、老人短期入所施設および老人介護支援センターの設置者に対する事業の制限および停止の命令
- (56) 同法第18条の2第3項の規定による地方社会福祉審議会の意見の聴取
- (57) 同法第20条の10第1項の規定による市町の老人福祉計画の作成上の技術的事項についての必要な助言
- (58) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第10条第1項の規定による市町の援護の実施に関する市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助および身体障害者の福祉に関する広域的な実情の把握ならびに同条第2項の規定による市町に対する必要な助言
- (59) 同法第26条第1項の規定による身体障害者生活訓練等事業等の開始の届出の受理
- (60) 同法第26条第2項の規定による身体障害者生活訓練等事業等の変更の届出の受理
- (61) 同法第26条第3項の規定による身体障害者生活訓練等事業等の廃止および休止の届出の受理
- (62) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第10条第1項の規定による身体障害者手帳の再交付（身体障害者手帳を破り、汚し、または失つた者からの申請に係るものに限る。)
- (63) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第21条第1項に規定する舗装具の支給および修理（市の区域に居住する者に係るものを除く。)
- (64) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の規定による妊産婦に対する助産の実施
- (65) 同法第22条第3項および第4項の規定による助産の実施の申込みの勧奨および情報の提供

- (66) 同法第23条第1項の規定による保護者および児童の母子生活支援施設における保護の実施
- (67) 同法第23条第3項の規定による所管区域外の母子生活支援施設への入所についての連絡および調整
- (68) 同法第23条第4項および第5項の規定による母子保護の実施の申込みの勧奨および情報の提供
- (69) 同法第31条第1項の規定による施設等在所期間の延長措置
- (70) 同法第56条第2項の規定による費用（同法第50条第6号の3に掲げる費用に限る。）の額の決定および徴収
- (71) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第38条の規定による児童福祉施設の実地検査（保育所に限り、市の区域に係るものを除く。次号および第73号において同じ。）
- (72) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第37条第4項の規定による児童福祉施設の経営の責任者および福祉の実務に当たる幹部職員の変更の届出の受理
- (73) 同規則第37条第6項の規定による児童福祉施設の経営の責任者および福祉の実務に当たる幹部職員の変更の届出の受理
- (74) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条第1項の規定による定款の変更の認可（市町社会福祉協議会に係るものに限る。）
- (75) 同法第43条第3項の規定による定款の変更の届出の受理（市町社会福祉協議会に係るものに限る。）
- (76) 同法第56条第1項の規定による報告の徴収および検査（市町社会福祉協議会に係るものに限る。）
- (77) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第26条第1項に規定する申請に係る配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであることの証明書の交付
- (78) 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第11条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金の交付の停止および減額の決定（市の区域に係るものを除く。）
- (79) 同令第12条（同令第38条において準用する場合を含む。）および児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）附則第4条第6項の規定による貸付けの停止の決定（市の区域に係るものを除く。）
- (80) 滋賀県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和50年滋賀県規則第16号）第6条（同規則第26条において準用する場合を含む。）の規定による氏名および住所の変更届の受理
- (81) 同規則第7条および第8条（同規則第26条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による保証人および事業の変更の承認（市の区域に係るものを除く。）
- (82) 同規則第11条第2項（同規則第26条において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの停止および減額の決定（市の区域に係るものを除く。）
- (83) 同規則第12条（同規則第26条において準用する場合を含む。）の規定による借主資格喪失届の受理
- (84) 同規則第13条（同規則第26条において準用する場合を含む。）の規定による継続貸付の決定（市の区域に係るものを除く。）
- (85) 同規則第15条の2（同規則第26条において準用する場合を含む。）の規定による償還方法の変更の決定（市の区域に係るものを除く。）
- (86) 同規則第16条（同規則第26条において準用する場合を含む。）の規定による繰上償還申出書の受理（市の区域に係るものを除く。）
- (87) 同規則第22条（同規則第26条において準用する場合を含む。）の規定による違約金の免除および償還金の支払猶予の決定（市の区域に係るものを除く。）
- (88) 同規則第23条第2項（同規則第26条において準用する場合を含む。）の規定による据置期間の延長の決定（市の区域に係るものを除く。）
- (89) 滋賀県母子家庭通学資金貸付条例施行規則を廃止する規則（平成13年滋賀県規則第29号）付則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧滋賀県母子家庭通学資金貸付条例施行規則（昭和49年滋賀県規則第12号。次号および第91号において「旧規則」という。）第4条第3項の規定による保証人の変更の承認
- (90) 旧規則第15条の規定による繰上償還の申出の受理
- (91) 旧規則第17条第1項ただし書の規定による違約金の免除
- (92) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の規定による障害児福祉手当の支給および同法第26条の2の規定による特別障害者手当の支給
- (93) 同法第19条（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による受給資格の認定
- (94) 同法第22条第2項（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による返還金の徴収
- (95) 同法第24条（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による不正利得の徴収
- (96) 同法第26条および第26条の5において準用する同法第11条（第3号を除く。）および第12条の規定による支給

の制限

- (97) 同法第26条および第26条の5において準用する同法第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第31条の規定による支払の調整
- (98) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条の規定による届出（特別児童扶養手当に係るものを除く。）および書類その他の物件の受理（特別児童扶養手当に係るものを除く。）
- (99) 同法第36条の規定による受給資格の有無および手当額決定のための調査（特別児童扶養手当に係るものを除く。）および診断の命令（特別児童扶養手当に係るものを除く。）
- (100) 同法第37条の規定による資料の提供等の請求（特別児童扶養手当に係るものを除く。）
- (101) 障害児福祉手当および特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第2条の規定による障害児福祉手当認定請求書および同省令第15条の規定による特別障害者手当認定請求書の受理
- (102) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給等
- (103) 同法附則第97条第2項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条から第22条までの規定による福祉手当の支給停止の決定および返還金の徴収
- (104) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定（居宅介護、重度訪問介護、行動援護および児童デイサービスに限る。）
- (105) 同法第46条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の変更等の届出の受理（居宅介護、重度訪問介護、行動援護および児童デイサービスに限る。）
- (106) 同法第48条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者等に対する報告の徴収等（居宅介護、重度訪問介護、行動援護および児童デイサービスに限る。）
- (107) 同法第49条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者に対する勧告、命令等（居宅介護、重度訪問介護、行動援護および児童デイサービスに限る。）
- (108) 同法第50条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し等（居宅介護、重度訪問介護、行動援護および児童デイサービスに限る。）
- (109) 同法第51条の規定による指定障害福祉サービス事業者に係る公示（居宅介護、重度訪問介護、行動援護および児童デイサービスに限る。）
- (110) 同法第79条第2項の規定による障害福祉サービス事業等の開始の届出の受理（障害福祉サービス事業にあつては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護および児童デイサービスに係るものに限る。）
- (111) 同法第79条第3項の規定による障害福祉サービス事業等の変更の届出の受理（障害福祉サービス事業にあつては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護および児童デイサービスに係るものに限る。）
- (112) 同法第79条第4項の規定による障害福祉サービス事業等の廃止および休止の届出の受理（障害福祉サービス事業にあつては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護および児童デイサービスに係るものに限る。）

第7条中「滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」を「特例条例」に改め、同条第56号中「緊急入院措置」の右に「（精神保健福祉センター所長に委任した事務に係るものを除く。）」を加え、同条第56号の2から第56号の4までの規定中「限る。」の右に「（精神保健福祉センター所長に委任した事務に係るものを除く。）」を加え、同条第57号中「許可」の右に「（精神保健福祉センター所長に委任した事務に係るものを除く。）」を加え、同条第125号中「と畜場」という。）の右に「、と畜場に併設された食肉処理業の施設（以下「併設食肉処理施設」という。）」を加え、同条第126号中「同法」を「食品衛生法」に改め、「と畜場」の右に「、併設食肉処理施設」を加え、同条第129号中「と畜場」の右に「、併設食肉処理施設」を加え、同条第151号を次のように改める。

(151) 削除

第13条から第15条までを削り、第12条を第15条とし、第11条を削り、第10条を第14条とし、第9条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（農業農村振興事務所長への委任事項）

第13条 次に掲げる事務（特例条例および特例規則の規定により市町が処理することとされる事務に係るものを除く。）は、農業農村振興事務所長に委任する。

（農産普及課関係）

- (1) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第4条第2項の規定による市町が行う市民農園区域の指定に係る協議
- (2) 同法第7条第4項の規定による市町が行う市民農園の開設の認定に対する同意
- (3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の13第2項の規定による定款変更の届出の受理

- (4) 同法第72条の16第4項の規定による成立の届出の受理
- (5) 同法第72条の17第2項の規定による解散の届出の受理
- (6) 同法第72条の18第3項の規定による合併の届出の受理
- (7) 同法第72条の12の6の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任
- (8) 同法第73条の12の規定による組織変更の届出の受理
- (9) 同法第89条第2項の規定による農事組合法人に係る解散登記の嘱託
- (10) 同法第91条の3の規定により準用する商業登記法（昭和38年法律第125号）第25条第3項の規定による農事組合法人に係る登記すべき事項に無効または取消しの原因による訴えがないことの証明
- (11) 農業協同組合法第93条の規定による農事組合法人に係る業務内容の報告の徴収
- (12) 同法第94条第2項の規定による農事組合法人に係る業務または会計の検査
- (13) 同法第95条第1項の規定による農事組合法人に係る必要な措置命令および同条第2項の規定による農事組合法人に係る命令
- (14) 同法第95条の2の規定による農事組合法人に係る解散命令
- (15) 滋賀県農業協同組合法施行細則（昭和45年滋賀県規則第3号）第20条の2の規定による農事組合法人に係る清算終了登記完了報告の受理
- (16) 同規則第24条第2項の規定による農事組合法人に係る役職員の報告の受理
- (17) 同規則第25条の規定による農事組合法人に係る総会終了報告の受理
- (18) 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第43条第2項の規定による定款および共済規程の変更認可
- (19) 農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）第2条の4第1項および第4項の規定による事務費の賦課に係る承認および報告の受理
- (20) 主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）第3条の規定による種子生産ほ場の指定
- (21) 同法第4条の規定によるほ場および生産物の審査ならびに同法第5条の規定による審査証明書の交付
- (22) 同法第6条の規定による勧告、助言および指導
- (23) 養ほう振興法（昭和30年法律第180号）第3条の規定による養ほう業者の届出の受理
- (24) 同法第4条および滋賀県みつばち転飼条例（昭和31年滋賀県条例第2号）第3条の規定による転飼の許可
- (25) 滋賀県養ほう振興法等施行細則（昭和31年滋賀県規則第14号）第3条および滋賀県みつばち転飼条例施行規則（昭和31年滋賀県規則第15号）第3条の規定による転飼許可証の再交付
- (26) 滋賀県漁業調整規則（昭和40年滋賀県規則第6号）第46条第2号の規定による砂れきの採取または除去の許可等に係る協議のうち500立方メートル未満のものに関する協議
- (27) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第3項において準用する同法第2条の3第3項の規定による市町村計画の作成に係る協議（田園振興課関係）
- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第7条第5項（同法第48条第9項前段、第95条第3項、第96条の2第5項ならびに第95条の2第3項および第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項前段において準用する場合を含む。）の規定による職員の援助
- (2) 同法第8条第1項および第2項ならびに第6項（同法第48条第9項前段、第95条第3項、第96条の2第5項ならびに第95条の2第3項および第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項前段において準用する場合を含む。）の規定による土地改良事業計画および定款の調査、適否の決定、通知ならびに審査の報告を提出させる技術者の委嘱および報告の受理ならびに公告および縦覧
- (3) 同法第9条第1項および第2項ならびに第4項（同法第48条第9項前段、第95条第3項、第96条の2第5項ならびに第95条の2第3項および第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項前段において準用する場合を含む。）の規定による異議の申し出の受理および決定ならびに申請の却下
- (4) 同法第6条第3項（同法第48条第8項および第96条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による農用地造成事業等に係る農用地外資格者の同意が得られない場合のあつせんまたは調停
- (5) 同法第10条第1項および第3項の規定による土地改良区の設立の認可および公告
- (6) 同法第18条第16項および第17項の規定による役員就任および退任ならびに役員氏名および住所の変更の届出の受理および公告
- (7) 同法第29条第1項ただし書および第2項の規定による土地原簿の備付けの承認および公告
- (8) 同法第29条の3第1項および同条第2項において準用する同法第28条の規定による仮理事の選任および総会の招集ならびに通知

- (9) 同法第30条第2項および第3項の規定による定款変更の認可および公告
- (10) 同法第19条の4第3号の規定による土地改良区の財産の状況または業務執行の報告の受理
- (11) 同法第36条第8項および第9項の規定による員外受益者に対する経費賦課徴収の認可および市町長の意見聴取
- (12) 同法第39条第5項および第6項の規定による賦課金等の滞納処分等の認可および通知
- (13) 同法第41条第3項および第4項の規定による定款の変更および事業の廃止、解散ならびに合併の異議申し出の受理および決定
- (14) 同法第47条第1項（同法第96条および第96条の4において準用する場合を含む。）の規定による工事に必要な職員の援助
- (15) 同法第48条第9項前段において準用する同法第10条第1項および第48条第11項（同法第95条の2第3項および第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項前段ならびに第11項において準用する場合を含む。）の規定による土地改良事業計画変更等の認可および公告
- (16) 同法第49条第1項の規定による応急工事計画の認可
- (17) 同法第52条第1項（同法第96条および第96条の4において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の認可
- (18) 同法第52条第9項において準用する同法第7条第5項（同法第53条の4第2項および第96条ならびに第96条の4において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の職員の援助
- (19) 同法第52条の2第1項および第3項ならびに同条第4項において準用する同法第8条第6項（同法第53条の4第2項および第96条ならびに第96条の4において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の審査、適否の決定および通知ならびに関係農業委員会の意見聴取ならびに公告および縦覧
- (20) 同法第52条の3第1項および同法第2項において準用する同法第9条第2項および第4項（同法第53条の4第2項および第96条の4において準用する場合を含む。）の規定による異議の申し出の受理および決定、申請の却下
- (21) 同法第53条の4第1項（同法第96条および第96条の4において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の変更の認可
- (22) 同法第54条第3項および第4項ならびに第5項（同法第96条および第96条の4において準用する場合を含む。）の規定による換地処分届出の受理および公告ならびに通知
- (23) 同法第57条の2第1項および第3項ならびに第4項（同法第96条において準用する場合を含む。）の規定による管理規程の制定および変更または廃止の認可ならびに公告（国営および県営土地改良事業に係るものを除く。）
- (24) 同法第57条の4第1項および第57条の8において準用する同法第57条の4第1項の規定による農業集落排水施設整備事業の計画の認可および変更の認可（県営土地改良事業に係るものを除く。）
- (25) 同法第67条第2項および第3項の規定による土地改良区の解散の認可および公告
- (26) 同法第68条第2項において準用する同法第18条第16項および第17項の規定による清算人の就任および退任ならびに清算人の氏名および住所の変更届出の受理および公告
- (27) 同法第71条の2の規定による清算終了届出の受理
- (28) 同法第72条第2項および第3項の規定による土地改良区の合併の認可および公告
- (29) 同法第77条第2項の規定による土地改良区連合の設立の認可
- (30) 同法第81条の規定による土地改良区連合の所属土地改良区の増減に伴う定款および土地改良事業計画の認可
- (31) 同法第84条において準用する同法の規定による土地改良区連合に係る事務
- (32) 同法第95条第3項において準用する同法第10条第1項および第95条第4項の規定による農業協同組合等の行う土地改良事業の施行の認可および公告
- (33) 同法第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項および同法第96条の2第7項の規定による市町が行う土地改良事業の施行の同意および公告
- (34) 同法第96条の4において読み替えて準用する同法第49条第1項の規定による応急工事計画の協議および同意
- (35) 同法第96条の4において読み替えて準用する同法第57条の2第1項および第3項の規定による管理規程の制定および変更または廃止の協議
- (36) 同法第98条第5項および第6項の規定による交換分合計画に対する審査の申立ての受理および裁決
- (37) 同法第98条第8項および第10項、同法第99条第1項および第12項（同法第100条第2項および第100条の2第2項において準用する場合を含む。）、同法第100条第1項ならびに第100条の2第1項の規定による交換分合計画の認可および公告

- (38) 同法第98条第9項の規定による農業会議への意見聴取
- (39) 同法第99条第4項から第6項まで（同法第100条第2項および第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による農業委員会への意見聴取、公告および縦覧ならびに通知
- (40) 同法第99条第7項、第8項および第10項の規定による申出の受理および決定ならびに農業会議への意見聴取
- (41) 同法第109条の規定による農用地の形質の変更の許可
- (42) 同法第113条の2の規定による工事等の着手および完了の届出の受理ならびに工事の完了の公告
- (43) 同法第113条の3に規定する登記所への届出
- (44) 同法第118条第1項および第3項の規定による土地改良事業に関する測量、検査ならびに占有者への通知または公告
- (45) 同法第122条第2項ただし書の規定による土地の形質の変更、工作物の新築、改築、修繕および物件の付加増置の許可（国営および県営土地改良事業に係るものを除く。）
- (46) 同法第125条の2の規定による都市計画区域内の土地に係る土地区画整理事業に関する土地改良事業計画またはその変更に対する意見の聴取（県営土地改良事業に係るものを除く。）
- (47) 同法第132条第1項の規定による土地改良事業に関する報告の徴収
- (48) 同法第132条第1項の規定による業務または会計状況の検査（受益面積200ヘクタール以上のものを除く。）
- (49) 同法第134条第1項および第2項の規定による違反行為に対する措置命令および土地改良区の役員の改選命令（同法第133条に係るものを除く。）
- (50) 同法第135条第1項の規定による土地改良区の解散命令（同法第133条に係るものを除く。）
- (51) 同法第136条第1項および第2項の規定による決議または選挙もしくは当選の取消し
- (52) 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第47条の規定による総代の選挙に関する定款の規定に対する意見の聴取
- (53) 土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第30条の規定による賦課金等の滞納処分等の認可の通知
第8条第17号から第19号までの規定中「と畜場」の右に「併設食肉処理施設」を加え、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（動物保護管理センター所長への委任事項）

第10条 次に掲げる事務（特例条例および特例規則の規定により市町が処理することとされる事務に係るものを除く。）は、動物保護管理センター所長に委任する。

- (1) 狂犬病予防法第18条の規定によるけい留されていない犬の抑留
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の規定による動物取扱業の登録
- (3) 同法第11条第2項（同法第13条第2項および第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定による登録等の通知
- (4) 同法第12条第2項（同法第13条第2項、第14条第3項および第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録等の拒否の通知
- (5) 同法第13条第1項の規定による登録の更新
- (6) 同法第14条第1項および第2項の規定による動物取扱業者の登録事項の変更の届出の受理
- (7) 同法第15条の規定による動物取扱業者登録簿の閲覧
- (8) 同法第16条の規定による動物取扱業の廃業等の届出の受理
- (9) 同法第17条の規定による動物取扱業の登録の抹消
- (10) 同法第19条の規定による動物取扱業の登録の取消し等
- (11) 同法第22条第3項に規定する動物取扱責任者研修会の実施
- (12) 同法第23条の規定による動物取扱業者に対する勧告および措置命令
- (13) 同法第24条第1項の規定による報告の徴収および立入検査
- (14) 同法第25条第1項および第2項の規定による周辺的生活環境の保全に係る措置の勧告および命令
- (15) 同法第26条第1項の規定による特定動物の飼養または保管の許可
- (16) 同法第28条第1項の規定による特定動物の飼養または保管に係る事項の変更の許可
- (17) 同法第28条第3項の規定による特定動物の飼養または保管に係る事項の軽微な変更等の届出の受理
- (18) 同法第29条の規定による特定動物の飼養または保管の許可の取消し
- (19) 同法第32条の規定による特定動物飼養者に対する措置命令
- (20) 同法第33条第1項の規定による報告の徴収および立入検査
- (21) 同法第35条第1項および第2項の規定による犬およびねこの引取り

- (22) 同法第36条第2項の規定による負傷した犬およびねこの収容
- (23) 滋賀県動物の保護および管理に関する条例第6条の2の規定による多頭飼養の届出の受理
- (24) 同条例第6条の3第1項および第2項の規定による変更等の届出の受理
- (25) 同条例第6条の4の規定による助言または指導
- (26) 同条例第7条第1項の規定による野犬等の収容
- (27) 同条例第8条第1項の規定による通知および公示ならびに同条第2項の規定による処分
- (28) 同条例第9条第1項の規定による野犬等の掃討ならびに同条第2項の規定による市町長の意見の聴取および住民に対する周知
- (29) 同条例第10条第1項の規定による特定動物逸走の通報の受理および同条第2項の規定による捕獲または殺処分
- (30) 同条例第11条第1項の規定による特定動物の事故届の受理
- (31) 同条例第12条の規定による措置命令
- (32) 同条例第14条の規定による立入調査等
- (33) 滋賀県動物の保護および管理に関する条例等施行規則（平成6年滋賀県規則第54号）第6条の規定による野犬等の評価

（子ども家庭相談センター所長への委任事項）

第11条 次に掲げる事務は、子ども家庭相談センター所長に委任する。

- (1) 児童福祉法第11条第1項および第12条第2項の規定による同法第10条第1項に係る市町相互間の連絡調整等（市町職員の研修を除く。）、児童、妊産婦および里親に関する専門的な相談、調査、判定、指導、研修等（同法第6条の3第2項に規定する研修を除く。）の実施
- (2) 同法第11条第2項の規定による同法第10条第1項に係る市町に対する助言
- (3) 同法第11条第4項の規定による同法第11条第1項第2号へに掲げる業務（同法第6条の3第2項に規定する研修を除く。）に係る事務の全部または一部の委託
- (4) 同法第24条の3第2項の規定による障害児施設給付費の支給の決定
- (5) 同法第24条の3第6項の規定による施設受給者証の交付
- (6) 同法第24条の4第1項の規定による施設給付決定の取消し
- (7) 同法第24条の4第2項の規定による施設受給者証の返還の請求
- (8) 同法第24条の6第1項に規定する高額障害児施設給付費の支給の決定
- (9) 同法第24条の7第1項に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給の決定
- (10) 同法第25条の7第1項第3号および第2項第4号、第25条の8第4号ならびに第26条第1項第5号の規定による児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童の報告の受理
- (11) 同法第27条第1項、第2項および第6項ならびに第27条の2第1項の規定による措置
- (12) 同法第27条の3の規定による家庭裁判所への送致
- (13) 同法第28条の規定による保護者の児童虐待等の場合の措置
- (14) 同法第29条の規定による立入調査
- (15) 同法第30条の規定による同居の届出および同居解消の届出の受理
- (16) 同法第30条の2の規定による必要な指示および必要な報告の徴収
- (17) 同法第31条第2項および第3項の規定による施設等在所期間の延長措置
- (18) 同法第33条第2項および第4項の規定による児童の一時保護
- (19) 同法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助事業の実施
- (20) 同法第33条の6第2項の規定による申込書の受理
- (21) 同法第33条の6第4項の規定による申込みの勧奨
- (22) 同法第47条第1項ただし書の規定による親子縁組承諾の許可
- (23) 同法第56条第2項の規定による費用の決定および徴収
- (24) 同法第56条第9項の規定による扶養義務者等の収入状況に係る官公署への閲覧等
- (25) 児童福祉法施行令第34条の規定による同居者の転居に伴う新居住地の知事への通知
- (26) 児童福祉法施行規則第25条の7第7項に規定する届出書の受理
- (27) 同規則第25条の7第9項の規定による施設受給者証の再交付
- (28) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条の2第1項の規定による出頭の要求および必要な調査または質問

- (29) 同法第 8 条の 2 第 2 項の規定による保護者に対する出頭に係る告知
 - (30) 同法第 8 条の 2 第 3 項の規定による出頭要求に応じない場合の立入りおよび調査または質問その他の必要な措置
 - (31) 同法第 9 条第 1 項の規定による立入調査
 - (32) 同法第 9 条の 2 第 1 項の規定による再出頭要求および必要な調査または質問
 - (33) 同法第 9 条の 3 第 1 項の規定による臨検および捜索
 - (34) 同法第 9 条の 3 第 2 項の規定による必要な調査または質問
 - (35) 同法第 9 条の 3 第 3 項の規定による許可状の請求
 - (36) 同法第 9 条の 3 第 5 項の規定による許可状の交付
 - (37) 同法第 10 条の 3 の規定による臨検等の終了の報告の受理
 - (38) 同法第 11 条第 3 項の規定による指導の勧告
 - (39) 同法第 13 条の規定による意見の聴取
 - (40) 児童福祉法施行規則第 36 条の 38 第 1 項（同規則第 36 条の 43 において準ずる場合を含む。）の規定による養育里親および専門里親の登録に係る調査
 - (41) 同規則第 36 条の 39 第 2 項（同規則第 36 条の 43 において準ずる場合を含む。）の規定による里親登録事項の変更の届出の受理
 - (42) 里親が行う養育に関する最低基準（平成 14 年厚生労働省令第 116 号）第 14 条第 1 項の規定による報告の受理
 - (43) 同基準第 14 条第 2 項および第 3 項の規定による事故の発生および養育継続の辞退の届出の受理
- 第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（精神保健福祉センター所長への委任事項）

第 8 条 次に掲げる事務は、精神保健福祉センター所長に委任する。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の 2 第 1 項の規定による精神障害者の緊急入院措置（知事が別に指定するものに限る。）
- (2) 同法第 29 条の 2 の 2 第 1 項の規定による精神障害者の移送（前号に掲げる緊急入院措置に係るものに限る。）（知事が別に指定するものに限る。）
- (3) 同法第 29 条の 2 の 2 第 2 項の規定による精神障害者に対する移送等の告知（第 1 号に掲げる緊急入院措置に係るものに限る。）（知事が別に指定するものに限る。）
- (4) 同法第 29 条の 2 の 2 第 3 項の規定による移送を行うに当たつての行動の制限（第 1 号に掲げる緊急入院措置に係るものに限る。）（知事が別に指定するものに限る。）
- (5) 同法第 40 条の規定による措置入院者の仮退院の許可（知事が別に指定するものに限る。）

第 16 条を次のように改める。

（土木事務所長への委任事項）

第 16 条 次に掲げる事務（特例条例および特例規則の規定により市町が処理することとされる事務に係るものを除く。）は、土木事務所長に委任する。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 4 条第 1 項の規定による基礎調査の実施および同条第 2 項の規定による基礎調査結果の市町長への通知
- (2) 同法第 5 条第 8 項の規定による損失補償の決定
- (3) 同法第 6 条第 3 項および第 8 条第 3 項の規定による市町長の意見の聴取
- (4) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 22 条の規定による道路の損傷、汚損行為または道路の補強（軽易なものに限る。）に対する工事施行命令等
- (5) 同法第 24 条の規定による道路管理者以外の者の行う道路工事の承認
- (6) 同法第 32 条の規定による道路占用のうち、同条第 1 項第 1 号、第 2 号および第 4 号から第 6 号までの工作物、物件または施設ならびに道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 7 条第 1 号から第 6 号までの工作物、物件または施設に対する許可ならびにこれらの変更の許可ならびに同法の規定によつて許可されたものに係る継続占用の許可
- (7) 同法第 32 条第 5 項の規定による所轄警察署長への協議
- (8) 同法第 34 条および第 37 条の規定による条件の付与（第 5 号の承認、第 6 号の許可および第 9 号の同意に限る。）
- (9) 同法第 35 条の規定による国等の道路占用の協議および同意（第 6 号に掲げる物件または施設に係るものに限る。）
- (10) 第 6 号の許可に係る行為に対する占用料の徴収、還付および減免

- (11) 同法第40条第2項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による必要な指示
- (12) 同法第45条の規定による道路標識または区画線の設置
- (13) 同法第46条第1項および第47条第3項の規定による道路の通行の禁止および制限
- (14) 同法第47条の4第1項の規定による道路の通行の禁止または制限の場合における道路標識の設置
- (15) 同法第66条の規定による他人の土地の立入および一時使用
- (16) 同法第68条の規定による非常災害時における土地の一時使用または物件の使用、収用、処分および付近住者の防ぎよ作業従事命令
- (17) 同法第71条の規定による監督処分のうち、同法または同法に基づく命令の規定による許可または承認に付した条件に違反している者に対する処分
- (18) 同法第73条の規定による負担金等の強制徴収
- (19) 埋設樋管の修繕に伴う道路掘さくの承認
- (20) 同法第95条の2第1項の規定による公安委員会との調整（第12号および第13号に掲げる行為に係るものに限る。）
- (21) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第79条の規定による道路法第32条の占用許可に対する所轄警察署長との協議
- (22) 同法第80条の規定による道路管理者が行う道路工事または作業に係る所轄警察署長への協議
- (23) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第4条第1項の規定による建設完了後の占用許可の申請の受理
- (24) 同法第4条第2項の規定による建設完了後の占用許可の申請の勧告
- (25) 同法第4条第4項の規定による建設完了後の占用許可の申請の却下
- (26) 同法第6条第2項の規定による占用予定者の地位の承継届の受理
- (27) 同法第10条の規定による占用予定者に対する占用許可
- (28) 同法第11条第1項の規定による占用予定者以外の者に対する占用許可
- (29) 同法第12条第1項の規定による占用の変更許可
- (30) 同法第14条第2項の規定による許可に基づく地位の承継届の受理
- (31) 同法第15条第1項の規定による許可に基づく権利の全部または一部の譲渡の承認
- (32) 同法第16条第2項の規定による工事の中止等の措置命令
- (33) 同法第17条第1項の規定による公益上やむを得ない必要が生じた場合の措置命令
- (34) 同法第20条第2項の規定による原状回復についての必要な指示
- (35) 同法第21条の規定による国の行う占用等の協議
- (36) 同法第26条の規定による行政処分
- (37) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定による除却（大津土木事務所長を除く。）
- (38) 同法第8条第1項の規定による保管（大津土木事務所長を除く。）
- (39) 同法第8条第4項の規定による廃棄（大津土木事務所長を除く。）
- (40) 滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）第6条、第8条第3項および第15条の規定による許可（同条例第12条第2項の規定による許可に係るものを除く。）（大津土木事務所長を除く。）
- (41) 同条例第8条第4項の規定による通知の受理（大津土木事務所長を除く。）
- (42) 同条例第8条第5項の規定による届出の受理（大津土木事務所長を除く。）
- (43) 第40号の許可に係る次に掲げる事務（大津土木事務所長を除く。）
 - ア 同条例第13条の規定による住所氏名変更届の受理
 - イ 同条例第17条第2項の規定による除却届の受理
 - ウ 同条例第18条の規定による措置命令および告示
 - エ 同条例第19条の規定による許可の取消し
 - オ 同条例第20条の規定による表示もしくは設置の停止または除却の命令および告示
- (44) 同条例第20条の2第1項の規定による公示（大津土木事務所長を除く。）
- (45) 同条例第20条の3第1項の規定による売却および代金の保管（大津土木事務所長を除く。）
- (46) 同条例第20条の4の規定による返還（大津土木事務所長を除く。）
- (47) 同条例第21条の規定による立入検査（大津土木事務所長を除く。）
- (48) 同条例第27条の規定による手数料の徴収（第40号の許可に係るものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (49) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による開発行為の許可（市街化区域内の3,000平方メ

- ートル未満のものならびに同法第34条第11号および第12号の規定に係るものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (50) 同法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可（市街化区域内の3,000平方メートル未満のものならびに同法第34条第11号および第12号の規定に係るものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (51) 同法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出の受理（市街化区域内の3,000平方メートル未満のものならびに同法第34条第11号および第12号の規定に係るものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (52) 同法第36条第1項の規定による工事完了の届出の受理（市街化区域内の3,000平方メートル未満のものならびに同法第34条第11号および第12号の規定に係るものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (53) 同法第36条第2項の規定による検査および検査済証の交付（市街化区域内の3,000平方メートル未満のものならびに同法第34条第11号および第12号の規定に係るものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (54) 同法第36条第3項の規定による工事完了の公告（市街化区域内の3,000平方メートル未満のものならびに同法第34条第11号および第12号の規定に係るものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (55) 同法第37条第1号の規定による工事完了の公告前の建築等の承認（大津土木事務所長を除く。）
- (56) 同法第38条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出の受理（市街化区域内の3,000平方メートル未満のものならびに同法第34条第11号および第12号の規定に係るものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (57) 同法第41条第1項の規定による建築物の建ぺい率等の指定（同法第34条第11号および第12号の規定に係るものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (58) 同法第41条第2項ただし書の規定による許可（同法第34条第11号および第12号の規定に係るものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (59) 同法第42条第1項ただし書の規定による開発許可を受けた土地における予定建築物等以外の建築等の許可（同法第34条第14号の規定に係るものを除く。）（大津土木事務所長を除く。）
- (60) 同法第43条第1項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホに規定するものを除く。）（大津土木事務所長を除く。）
- (61) 同法第45条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認（市街化区域内の3,000平方メートル未満のものならびに同法第34条第11号および第12号の規定に係るものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (62) 同法第46条の規定による開発登録簿の調製および保管（市街化区域内の3,000平方メートル未満のものならびに同法第34条第11号および第12号の規定に係るものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (63) 同法第47条第1項から第3項までの規定による開発登録簿への登録および附記、同条第4項の規定による開発登録簿の修正ならびに同条第5項の規定による開発登録簿の保管および写しの交付ならびに都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第37条の規定による開発登録簿の閉鎖および同規則第38条第1項の規定による開発登録簿閲覧場所の設置（市街化区域内の3,000平方メートル未満のものならびに同法第34条第11号および第12号の規定に係るものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (64) 同法第52条の2第1項の規定による土地の形質の変更または建築物の建築その他工作物の建設の許可（大津土木事務所長を除く。）
- (65) 同法第53条第1項の規定による建築物の建築の許可（大津土木事務所長を除く。）
- (66) 同法第57条の3第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定による土地の形質の変更または建築物の建築その他工作物の建設の許可（大津土木事務所長を除く。）
- (67) 同法第65条第1項の規定による土地の形質の変更もしくは建築物の建築その他工作物の建設または都市計画法施行令第40条に規定する物件の設置もしくは堆積^{たい}の許可および同法第65条第2項の規定による施行者の意見の聴取（大津土木事務所長を除く。）
- (68) 同法第79条の規定による許可および承認の条件の付加（市街化区域内の3,000平方メートル未満のものならびに同法第34条第11号および第12号の規定に係るものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (69) 同法第81条の規定による同法第53条第1項および第65条第1項の許可の取消し、変更、効力の停止、条件の変更または新たな条件の付加および工事その他の行為の停止命令ならびに建築物その他の工作物もしくは物件の改築、移転もしくは除却その他必要な措置の命令（大津土木事務所長を除く。）
- (70) 同法第82条の規定による前号の許可の取消し等に係る立入検査（大津土木事務所長を除く。）
- (71) 都市計画法施行規則第60条の規定による開発行為または建築に関する証明書等の交付（市街化区域内の3,000平方メートル未満のもの、同法第29条第1項第2号ならびに第34条第11号および第12号の規定に係るものならびに同法第43条第1項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可（都市計画法施行令第

- 36条第1項第3号ホに規定するものを除く。)に係るものに限る。) (大津土木事務所長を除く。)
- (72) 滋賀県都市計画法施行細則(昭和45年滋賀県規則第51号)第5条の規定による工事着手届出書の受理(市街化区域内の3,000平方メートル未満のものならびに同法第34条第11号および第12号の規定に係るものに限る。)(大津土木事務所長を除く。)
- (73) 同細則第9条の規定による開発許可の地位の承継の届出の受理(市街化区域内の3,000平方メートル未満のものならびに同法第34条第11号および第12号の規定に係るものに限る。)(大津土木事務所長を除く。)
- (74) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条第1項の規定による土地の形質の変更もしくは建築物その他の工作物の新築、改築もしくは増築または土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第70条に規定する物件の設置もしくは堆積^{たい}の許可および同法第76条第2項の規定による施行者の意見の聴取
- (75) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号)第21条第1項の規定による土地の形質の変更または建築物の新築、改築もしくは増築の許可(大津土木事務所長を除く。)
- (76) 滋賀県砂防法施行条例(平成15年滋賀県条例第7号)第4条第1項および第2項の規定による砂防指定地内における行為の許可
- (77) 同条例第4条第7項の規定による砂防指定地内における行為の届出の受理
- (78) 同条例第6条(同条例第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定による国等との協議
- (79) 同条例第7条第1項の規定による砂防指定地内における行為に係る変更の許可
- (80) 同条例第7条第3項の規定による氏名等の変更の届出の受理
- (81) 同条例第9条第1項の規定による廃止および終了の届出の受理
- (82) 同条例第10条第3項の規定による地位の承継の届出の受理
- (83) 同条例第11条第1項および第2項の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更、行為の中止、物件の改築、移転および除却、必要な施設の設置ならびに原状回復の命令
- (84) 同条例第12条第2項および第3項の規定による必要な指示および措置の命令
- (85) 同条例第13条第1項の規定による行為の実施状況等に関する報告の徴収
- (86) 同条例第13条第2項の規定による立入検査
- (87) 砂防法(明治30年法律第29号)第29条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更、原形の回復の命令ならびに必要な設備の設置命令
- (88) 同法第30条の規定による違背事実の更正および損害予防設備命令
- (89) 地すべり等防止法第18条の規定による制限行為の許可(砂防課所管のものに限る。)
- (90) 同法第20条第2項の規定による国または地方公共団体との協議(砂防課所管のものに限る。)
- (91) 同法第21条第1項および第2項の規定による許可の取消し、許可条件の変更ならびに行為の中止、他の施設等の改築、移転および除却、必要な施設の設置ならびに原状回復の命令(砂防課所管のものに限る。)
- (92) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による許可
- (93) 同法第7条第4項の規定による国または地方公共団体との協議
- (94) 同法第7条第3項の規定による届出の受理
- (95) 同法第8条の規定による許可の取消しおよび条件の変更ならびに行為の中止および必要な措置の命令
- (96) 同法第9条第3項の規定による勧告
- (97) 同法第13条第1項の規定による届出の受理
- (98) 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第54号)第5条第1項の規定による使用の許可ならびに同条第2項および第3項の規定による許可および届出の受理(一般使用および専用使用に係るものに限る。)
- (99) 同条例第6条第2項の規定による前号の許可の期間の更新の許可(一般使用および専用使用に係るものに限る。)
- (100) 同条例第9条の規定による許可
- (101) 同条例第10条の規定による第98号または第99号の許可の取消しおよび変更等の命令(一般使用および専用使用に係るものに限る。)ならびに前号の許可の取消しおよび変更等の命令
- (102) 同条例第11条の規定による第98号または第99号の許可に係る行為に関する使用料の徴収、還付および減免(一般使用および専用使用に係るものに限る。)
- (103) 同条例第14条の規定による第98号から第100号までの許可の期間の終了および第101号の許可の取消しに係る原状回復の検査

- (104) 同条例第17条第1項の規定による第98号から第100号までの許可に係る違反者に対する措置命令
- (105) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による採取計画の認可（洗浄および都市計画法第29条第1項の規定による開発行為の許可（次号、第108号および第109号において「開発許可」という。）に係るものに限る。）
- (106) 砂利採取法第20条第1項の規定による変更の認可（洗浄および開発許可に係るものに限る。）
- (107) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）第2条第2項第63号に規定する同法第16条および第20条第1項の採取計画認可および変更認可に係る手数料の徴収
- (108) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による採取計画の認可（開発許可に係るものに限る。）
- (109) 同法第33条の5第1項の規定による変更の認可（開発許可に係るものに限る。）
- (110) 同法第33条の6の規定による市町長の意見の聴取
- (111) 滋賀県使用料および手数料条例第2条第2項第32号に規定する同法第33条および第33条の5の採取計画認可および変更認可に係る手数料の徴収
- (112) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条、第7条、第7条の3、第7条の6、第18条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第5項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）および長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第3項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知があつた場合を含む。）および第55条第2項ならびに滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）第5条の2および第36条の3第1項の規定による建築基準法第6条第1項各号に掲げる建築物（同項第1号および第3号に掲げる建築物にあつては、階数3かつ延べ面積1,000平方メートル以上、階数4以上および延べ面積2,000平方メートル以上のものを除く。）の確認、検査、仮使用承認および高さの限度の承認ならびにし尿浄化槽の特別の事情の認定および既存の建築物の制限の緩和の認定（大津土木事務所長を除く。）
- (113) 同法第6条第1項第1号および第3号に掲げる建築物（階数3かつ延べ面積1,000平方メートル以上、階数4以上および延べ面積2,000平方メートル以上のものに限る。）の確認申請（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第5項（同法第18条第2項の規定により準用される場合を含む。）および長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第3項（同法第8条第2項の規定により準用される場合を含む。）に基づき通知があつた場合を含む。）の受理、審査および工事現場の調査（大津土木事務所長を除く。）
- (114) 建築基準法第9条第7項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による軽易なものの仮命令（大津土木事務所長を除く。）
- (115) 同法第9条第10項の規定による工事の施工の停止命令（大津土木事務所長を除く。）
- (116) 同法第10条第1項の規定による勧告（大津土木事務所長を除く。）
- (117) 同法第12条の規定による報告の受理および検査（大津土木事務所長を除く。）
- (118) 同法第42条第1項第4号および第5号の規定による道路の指定（大津土木事務所長を除く。）
- (119) 同法第43条第1項ただし書の規定による建築の許可（あらかじめ建築審査会の議を経たものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (120) 同法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可（あらかじめ建築審査会の議を経たものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (121) 同法第85条第5項の規定による仮設興行場等の建築の許可（大津土木事務所長を除く。）
- (122) 同法第86条の7に規定する既存の建築物の調査（大津土木事務所長を除く。）
- (123) 同法第86条の8に規定する段階改修計画認定に係る認定、変更認定、報告、命令および取消し（第112号に該当するものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (124) 同法第88条の規定による確認および検査（大津土木事務所長を除く。）
- (125) 滋賀県使用料および手数料条例別表第43注5の規定による確認等の手数料に係る認定（大津土木事務所長を除く。）
- (126) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第5条に規定する特定行政庁への浄化槽設置等の届出に係る受理および変更ならびに廃止の命令（大津土木事務所長を除く。）
- (127) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニまたは第63条第3項第6号の規定による優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定（階数3かつ延べ面積1,000平方メートル以上、階数4以上および延べ面積2,000平方メートル以上の建築物（木造のものを除く。）を除く。第129号において同じ。）（大津土木事務所長を除く。）
- (128) 同法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハおよび第63条第3

- 項第 5 号イの規定による優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定および証明（都市計画法第 7 条第 2 項に規定する市街化区域および同項に規定する区域区分が定められていない都市計画区域に係るものであつて、その規模が 3,000 平方メートル未満のものに限る。第 130 号において同じ。）（大津土木事務所長を除く。）
- (129) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号。以下この号および次号において「平成 10 年改正措置法」という。）附則第 20 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる平成 10 年改正措置法第 1 条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号および次号において「旧租税特別措置法」という。）第 63 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定および平成 10 年改正措置法附則第 20 条第 4 項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第 63 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての認定（大津土木事務所長を除く。）
- (130) 平成 10 年改正措置法附則第 20 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第 63 条の 2 第 3 項第 1 号および平成 10 年改正措置法附則第 20 条第 4 項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第 63 条の 2 第 3 項第 1 号の規定による優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定および証明（大津土木事務所長を除く。）
- (131) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項の規定による対象建設工事に係る届出の受理（大津土木事務所長を除く。）
- (132) 同法第 10 条第 2 項の規定による変更の届出の受理（大津土木事務所長を除く。）
- (133) 同法第 10 条第 3 項の規定による分別解体等の計画の変更命令等（大津土木事務所長を除く。）
- (134) 同法第 11 条の規定による通知の受理（大津土木事務所長を除く。）
- (135) 同法第 14 条の規定による対象建設工事受注者または自主施工者に対する必要な助言または勧告（大津土木事務所長を除く。）
- (136) 同法第 15 条の規定による対象建設工事受注者または自主施工者に対する必要な措置命令（大津土木事務所長を除く。）
- (137) 同法第 42 条第 1 項の規定による特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況に関する報告の徴収（大津土木事務所長を除く。）
- (138) 同法第 43 条第 1 項の規定による対象建設工事の現場等への立入検査（特定建設資材に係る分別解体等に係るものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (139) 建築物の動態統計事務（大津土木事務所長を除く。）
- (140) 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）第 16 条第 2 項による独立行政法人住宅金融支援機構からの受託業務（土木事務所所管の建築確認等に係るものの設計審査、現場審査および購入審査、災害復興住宅に関する認定ならびに地すべり等関連住宅の規模等に関する適否の審査に限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (141) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 16 条第 3 項の規定による特定建築物およびその建築物特定施設的设计および施工に係る事項についての必要な指導および助言（大津土木事務所長を除く。）
- (142) 同法第 17 条および第 18 条の規定による特定建築物（建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号および第 3 号に掲げる建築物にあつては、階数 3 かつ延べ面積 1,000 平方メートル以上、階数 4 以上および延べ面積 2,000 平方メートル以上のものを除く。）の建築等および維持保全の計画の認定（大津土木事務所長を除く。）
- (143) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 17 条および第 18 条の規定による特定建築物（建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号および第 3 号に掲げる建築物にあつては、階数 3 かつ延べ面積 1,000 平方メートル以上、階数 4 以上および延べ面積 2,000 平方メートル以上のものに限る。）の認定の申請の受理、審査および工事現場の調査（大津土木事務所長を除く。）
- (144) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 22 条の規定による認定の取消し（第 142 号に係るものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (145) 同法第 53 条第 3 項の規定による立入検査および質問（第 142 号に係るものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (146) 同法第 53 条第 4 項の規定による報告の徴収（第 142 号に係るものに限る。）（大津土木事務所長を除く。）
- (147) 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）による市町事業主体の公営住宅建設に係る指導監督のうち、建設事業の中間指導（大津土木事務所長を除く。）
- (148) 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）による宅地建物取引業者の指導監督に係る軽易な事務（大津土木事務所長を除く。）
- (149) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 4 条第 1 項および第 5 条第 1 項の規定による測量または調査の

- ための土地の立入りおよび試掘等の許可 (大津土木事務所長を除く。)
- (150) 同法第 8 条第 1 項の規定による宅地造成に関する工事の許可 (3,000 平方メートル未満のものに限る。)(大津土木事務所長を除く。)
- (151) 同法第 12 条第 1 項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可 (3,000 平方メートル未満のものに限る。)(大津土木事務所長を除く。)
- (152) 同法第 12 条第 2 項の規定による軽微な変更の届出の受理 (3,000 平方メートル未満のものに限る。)(大津土木事務所長を除く。)
- (153) 同法第 13 条第 1 項の規定による工事の完了検査および同条第 2 項の規定による検査済証の交付 (3,000 平方メートル未満のものに限る。)(大津土木事務所長を除く。)
- (154) 同法第 15 条の規定による工事等の届出の受理 (3,000 平方メートル未満のものに限る。)(大津土木事務所長を除く。)
- (155) 滋賀県宅地造成等規制法施行細則 (昭和 42 年滋賀県規則第 45 号) 第 5 条および第 6 条の規定による許可工事の休止等の届出および緊急措置の届出の受理 (3,000 平方メートル未満のものに限る。)(大津土木事務所長を除く。)
- (156) 景観法 (平成 16 年法律第 110 号) 第 16 条第 1 項および第 2 項の規定による行為の届出の受理 (大津土木事務所長および高島土木事務所長を除く。)
- (157) 同法第 16 条第 5 項後段の規定による行為の通知の受理 (大津土木事務所長および高島土木事務所長を除く。)
- (158) 同法第 18 条第 2 項の規定による期間の短縮 (大津土木事務所長および高島土木事務所長を除く。)
- (159) ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例 (昭和 59 年滋賀県条例第 24 号) 第 29 条の規定による近隣景観形成協定等に係る啓発 (大津土木事務所長を除く。)
- (160) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項 (同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による長期優良住宅建築等計画の認定 (建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号および第 3 号に掲げる建築物にあつては、階数 3 かつ延べ面積 1,000 平方メートル以上、階数 4 以上および延べ面積 2,000 平方メートル以上のものに係るものを除く。)(大津土木事務所長を除く。)
- (161) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 3 項まで (同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。) および第 9 条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請の受理、審査および工事現場の調査 (建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号および第 3 号に掲げる建築物にあつては、階数 3 かつ延べ面積 1,000 平方メートル以上、階数 4 以上および延べ面積 2,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)(大津土木事務所長を除く。)
- (162) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 10 条の規定による地位の承継の承認 (建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号および第 3 号に掲げる建築物にあつては、階数 3 かつ延べ面積 1,000 平方メートル以上、階数 4 以上および延べ面積 2,000 平方メートル以上のものに係るものを除く。)(大津土木事務所長を除く。)
- (163) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 10 条の規定による地位の承継の承認の申請の受理 (建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号および第 3 号に掲げる建築物にあつては、階数 3 かつ延べ面積 1,000 平方メートル以上、階数 4 以上および延べ面積 2,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)(大津土木事務所長を除く。)
- (164) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 12 条の規定による報告の徴収 (大津土木事務所長を除く。)
- (165) 同法第 14 条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の取消し (第 160 号に係るものに限る。)(大津土木事務所長を除く。)
- (166) 同法第 15 条の規定による認定長期優良住宅の建築および維持保全に関する必要な助言および指導 (大津土木事務所長を除く。)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第 22 号

滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の職の設置に関する規則 (昭和 49 年滋賀県規則第 22 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表知事公室長の項の次に次のように加える。

地 域 防 災 監	本 庁	上司の命を受け、知事が指定する区域に係る危機管理および防災に関する事務を掌理する。
-----------	-----	---

第 3 条第 1 項の表経営企画監の項を次のように改める。

消 費 生 活 調 整 監	県民文化生活部	部の事務のうち、消費者行政に関する事務を掌理する。
---------------	---------	---------------------------

第 3 条第 1 項の表経済振興特区推進室長および観光産業振興室長の項を削り、同表琵琶湖不法占用対策室長の項の次に次のように加える。

建 築 指 導 室 長	建 築 課	課長の指揮監督を受け、建築指導室の事務を掌理する。
-------------	-------	---------------------------

第 4 条の表局長の項から甲賀県事務所次長の項までを削り、同表所長の項中「(振興局および地域振興局を除く。)」

を削り、同表副所長の項中「大津健康福祉センター」を「環境・総合事務所
精神保健福祉センター」に改め、同表次長の項中

「高島県事務所	「県税事務所	
大津県税事務所	自動車税事務所	
自動車税事務所	消費生活センター	を「計量検定所
大津林業事務所	森林整備事務所	に、「計量検定所」を「計量検定所
保健所	健康福祉事務所	農業農村振興事務所」に、「大津土木事務
精神保健福祉センター」	保健所	」

所」を「土木事務所」に改め、同項の次に次のように加える。

主 席 参 事	必要と認める地 方行政機関	当該機関の事務のうち、当該機関の長が指定する事務を掌理する。
---------	------------------	--------------------------------

第 4 条の表課長の項の次に次のように加える。

会 計 室 長	環境・総合事務 所総務課	課長の指揮監督を受け、会計室の事務を掌理する。
---------	-----------------	-------------------------

第 4 条の表支所長の項中 「東近江地域振興局地域健康福祉部
湖北地域振興局地域健康福祉部」を「西部・南部森林整備事務所
東近江保健所」に改める。
湖北健康福祉事務所」

第 5 条の表次長の項中「消費生活センター」を削り、同項の次に次のように加える。

校 長 代 理	高等技術専門校	当該機関の長を助け、当該機関の事務を整理する。
---------	---------	-------------------------

第 5 条の表分場長の項を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

